

バスの運行形態等に関する調査
調査報告書

平成19年3月

国土交通省自動車交通局旅客課

目 次

第1章 調査の概要	1
1 調査目的	1
2 調査項目	1
3 調査方法	1
4 調査時期	1
5 配布・回収結果	2
6 報告書の見方	2
第2章 路線バス廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート	3
1 路線バス廃止後の実態	3
1-1 路線バスの廃止有無と廃止路線数	3
1-2 路線廃止後の対応	4
1-3 委託運行の委託方法	5
1-4 委託（補助）額	5
1-5 委託の運送区間数と委託車両数	6
1-6 委託運行に係る年間輸送人員	7
2 市区町村バスの運行状況	8
2-1 有償運送の運行開始時期	8
2-2 有償運送の運行ルート数	9
2-3 有償運送の使用車両数	9
2-4 有償運送の運賃形態及び運賃額	10
2-5 有償運送に係る年間輸送人員	11
第3章 バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート	12
1 一般バス路線（4条路線）について	12
1-1 路線廃止キロと廃止運行系統数	12
1-2 路線廃止の主な理由	13
1-3 他社の路線廃止後の地域又は空白地帯への参入	14
1-4 参入したときの要請元	15
1-5 参入路線の収支状況	16
2 廃止代替バス（旧21条許可）について	18
2-1 運行状況	18
2-2 要請元	21
2-3 運賃収入の帰属	21
2-4 収支状況	22

3	ツアーバスについて	24
3-1	ツアーバスの受託状況	24
3-2	ツアーバスの受託件数	25
3-3	ツアーバスの運行開始時期	25
3-4	ツアーバスの受託内容	26
3-5	旅行業者から求められること	28
3-6	所有貸切車両数及びツアーバスに係る収入割合	29

巻末資料

1	自由意見	31
1-1	路線バス廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート	31
1-2	バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート	32
2	使用した調査票	34
2-1	路線バス廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート	34
2-2	バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート	37

第1章 調査の概要

1 調査目的

平成18年8月、交通政策審議会「今後のバスサービス活性化方策検討小委員会」第1次とりまとめにおいて、コミュニティバス、デマンド交通等の乗合バスサービス全体について、活力あるバスサービスの実現に向けた方策として、運行形態に即した仕組みの構築やコミュニティバス、プティ・バス等についての支援スキームのあり方等当面実施すべき具体的施策についての提言がなされたところである。

本調査は、同とりまとめの実現に向けた検討及び平成19年6月に予定している交通政策審議会の最終報告に向けたさらなる検討資料とするために行った。

2 調査項目

(1) 路線バスの廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

- ① 路線バス廃止後の実態
- ② 市区町村バスの運行状況

(2) バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

- ① 一般バス路線（4条路線）について
- ② 廃止代替バス（旧21条許可）について
- ③ ツアーバスについて

3 調査方法

(1) 路線バスの廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

全国すべての市区町村（1,833市区町村、平成19年2月13日現在）のバス交通政策の担当者に対して調査票を郵送し、郵送による返信を依頼した。

(2) バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

全国すべての乗合バス事業者（536社）及び貸切バス事業者（4,398社）のバス事業の担当者に対して調査票を郵送し、郵送による返信を依頼した。ただし、乗合バス事業と貸切バス事業の双方の免許を持つ事業者に対しては1通だけ調査票を郵送することとし、重複分を省いて4,479社に対して調査票を郵送した。

4 調査時期

(1) 路線バスの廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

平成19年2月22日～3月5日

(2) バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

平成19年2月22日～3月5日

5 配布・回収結果

(1) 路線バスの廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

配布数	有効回収数	有効回収率
1,833 市区町村	1,503 市区町村	82.0%

(2) バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

配布数	有効回収数	有効回収率
4,479 事業者	2,704 事業者	60.4%

<回答の内訳>

	配布数	有効回収数	有効回収率
乗合バス事業者	536 事業者	361 事業者	67.4%
貸切バス事業者	4,398 事業者	2,649 事業者	60.2%

<免許種別ごとの内訳>

	有効回収数
乗合バス事業者	361 事業者
乗合旅客運送許可(旧21条)事業者	331 事業者
貸切バス事業者	2,529 事業者

6 報告書の見方

- (1) n (Number of Caseの略) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。
- (2) 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数nとして算出した。したがって、複数回答の設問では、すべての選択肢の比率の合計が100%を超えることがある。
- (3) 回答の比率(%)は、小数第1位を四捨五入して算出した。したがって、すべての選択肢の比率の合計が100%ちょうどにならないことがある。
- (4) 本文や図表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してある。

第2章 路線バス廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

1 路線バス廃止後の実態

1-1 路線バスの廃止有無と廃止路線数

Q1-1 平成13年度から平成17年度までの貴市区町村内で路線バスの廃止がありましたか。また、路線廃止があった場合、何路線が廃止になりましたか。各年度毎にお答えください。

- 路線バスの廃止があった市区町村は、平成12年度以前は1,503市区町村中674市区町村(45%)となっている。平成13年度は130市区町村(9%)であるが、年々増加傾向にあり、平成17年度は255市区町村(17%)になっている。(図1-1-1)
- 平成17年度以前に1路線以上の廃止があった市区町村は1,503市区町村中1,058市区町村(70%)である。(図1-1-2)
- 廃止路線数は、平成12年度以前は2,187路線である。平成13年度は254路線であるが、平成14年度から16年度にかけてはいずれも500路線近くと急増しており、平成17年度は555路線とさらに増加傾向にある。(図1-1-3)

図1-1-1 路線バス廃止のあった市区町村数の推移

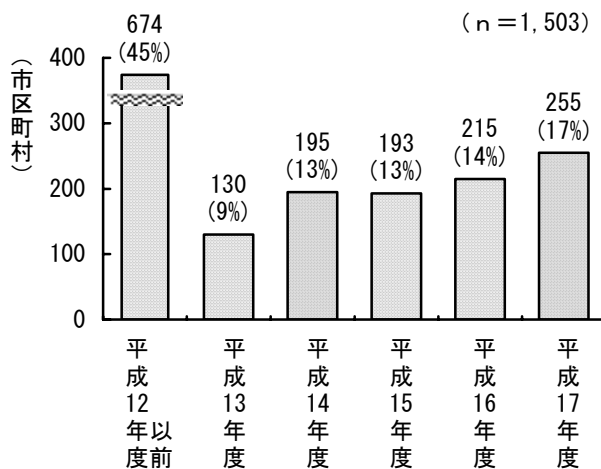


図1-1-2 路線バスの廃止状況

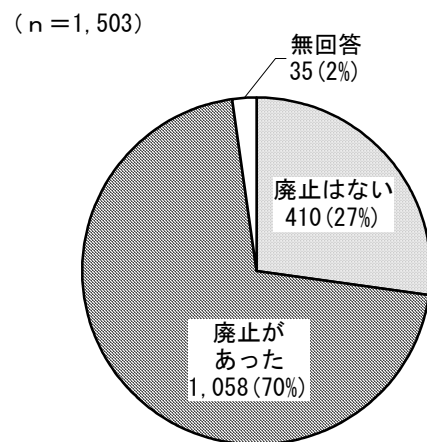
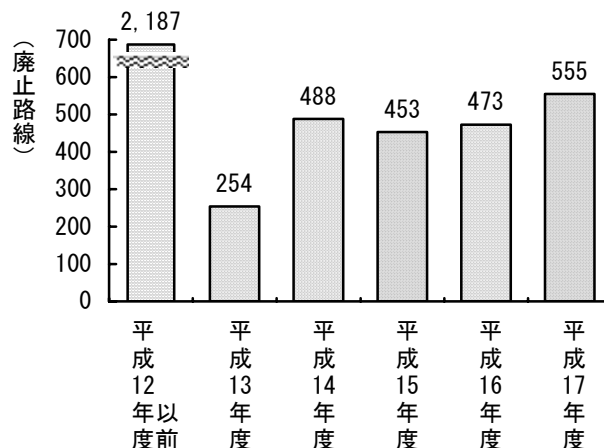


図1-1-3 廃止路線数の推移

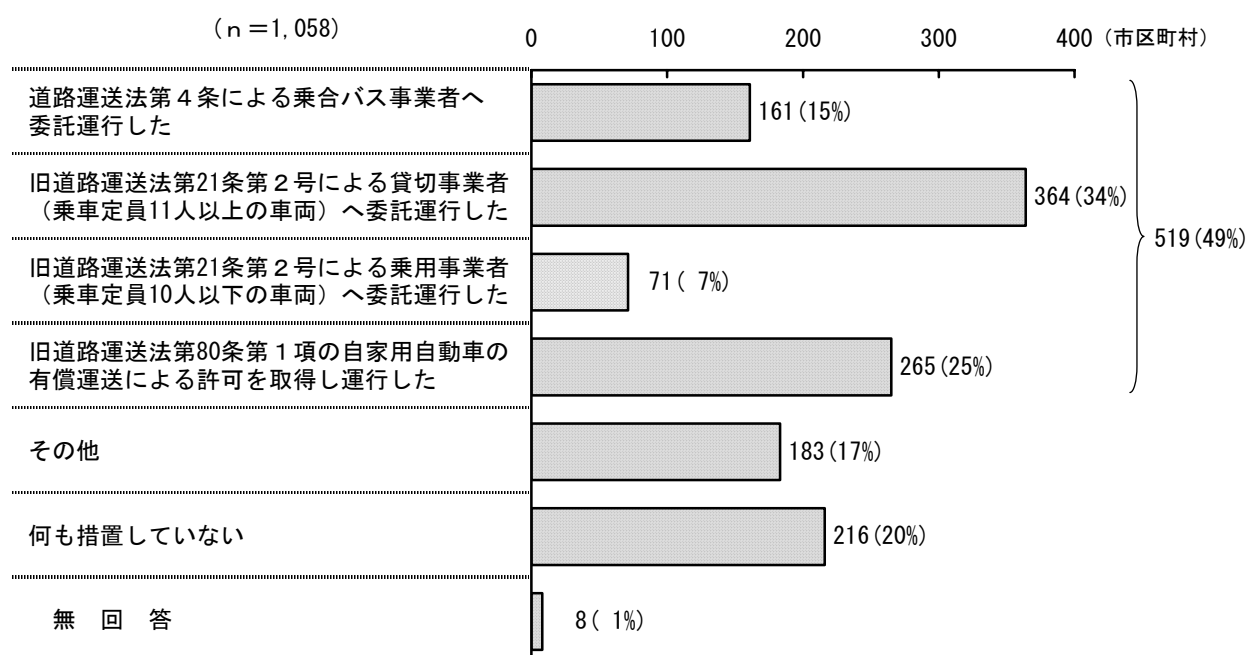


1-2 路線廃止後の対応

Q 1-2 路線廃止後、地域のバス運行等を確保する観点からどのような対応をされましたか。

- 平成 17 年度以前に 1 路線以上の廃止があった市区町村 (1,058 市区町村) に、路線廃止後の対応を聞いたところ、「旧 21 条貸切事業者へ委託運行した」が 364 市区町村 (34%) で最も多く、次いで「旧 80 条有償運送バスを運行した」が 265 市区町村 (25%)、「4 条バス事業者へ委託運行した」が 161 市区町村 (15%)、「旧 21 条乗用事業者へ委託運行した」が 71 市区町村 (7%) の順となっている。路線廃止後の対応としてバス事業者に委託運行したり、自主運行をした市区町村は 519 市区町村 (49%) になっている。「何も措置していない」は 216 市区町村 (20%) である。(図 1-2-1)

図 1-2-1 路線廃止後の対応 (複数回答)



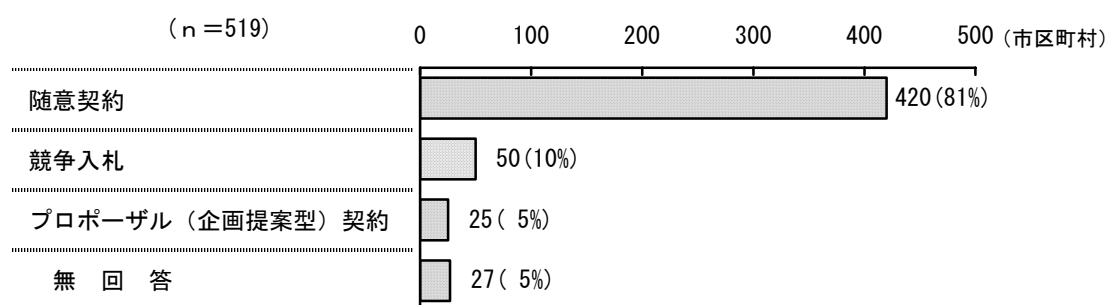
1-3 委託運行の委託方法

Q 1-3 どのような委託方法をとりましたか。

- 路線廃止後の対応として、「4条バス事業者へ委託運行した」、「旧21条貸切事業者へ委託運行した」、「旧21条乗用事業者へ委託運行した」と答えた市区町村（519市区町村）に、委託の方法を聞いたところ、「随意契約」が420市区町村（81%）と多くなっている。「競争入札」は50市区町村（10%）、「プロポーザル契約」は25市区町村（5%）にとどまっている。

（図1-3-1）

図1-3-1 委託運行の委託方法（複数回答）

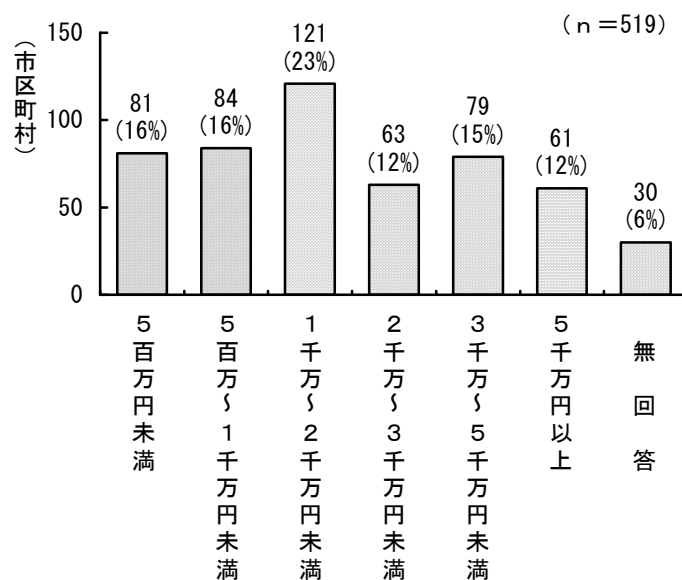


1-4 委託（補助）額

Q 1-4 委託（補助）額は年間どのくらいですか。（平成17年度）

- 年間の委託（補助）額を聞いたところ、「1000万～2000万円未満」が121市区町村（23%）で最も多く、次いで「500万～1000万円未満」が84市区町村（16%）、「500万円未満」が81市区町村（16%）などの順となっている。（図1-4-1）

図1-4-1 委託（補助）額



1-5 委託の運送区間数と委託車両数

Q 1-5 委託の運送の区間（ルート）数及び委託車両数はどのくらいですか。
（平成17年度）

- 委託の運送区間数を聞いたところ、「5～9区間」が127市区町村（24%）で最も多くなっている。「1区間」は86市区町村（17%）、「2区間」は84区市町村（16%）、「3～4区間」は105市区町村（20%）などとなっている。（図1-5-1）
- 委託車両数については、「1両」が103市区町村（20%）、「2両」が75市区町村（14%）、「3～4両」が121市区町村（23%）などとなっている。（図1-5-2）

図1-5-1 委託の運送区間数

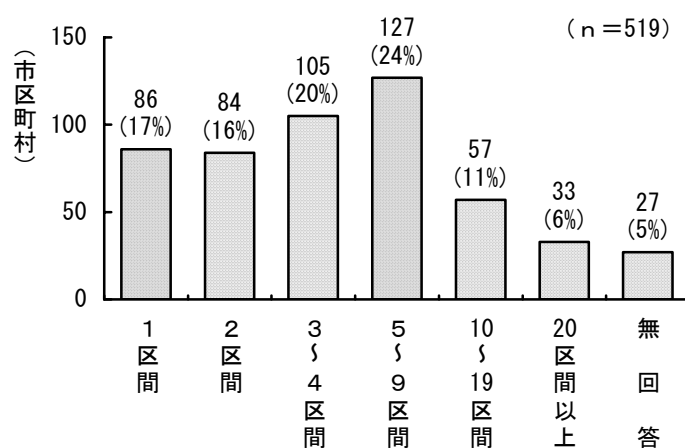
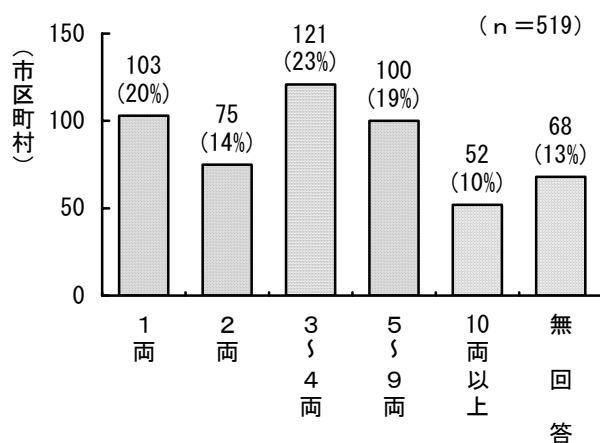


図1-5-2 委託車両数



1-6 委託運行に係る年間輸送人員

Q1-6 平成13年度から平成17年度までの委託運行に係る年度毎の年間輸送人員についてお答えください。

- 委託運送に係る年間輸送人員について、全国の累計の推移をみると、平成13年度の24,212千人から増加傾向にあり、平成17年度には38,067千人に達している。(図1-6-1)
- 市区町村毎の年間輸送人員の分布の推移をみると、平成13年度以降、大きな傾向の変化はみられない。(図1-6-2)

図1-6-1 委託運行に係る年間輸送人員の累計

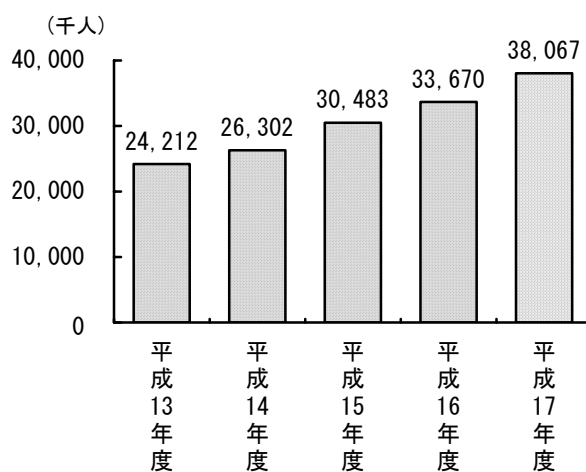
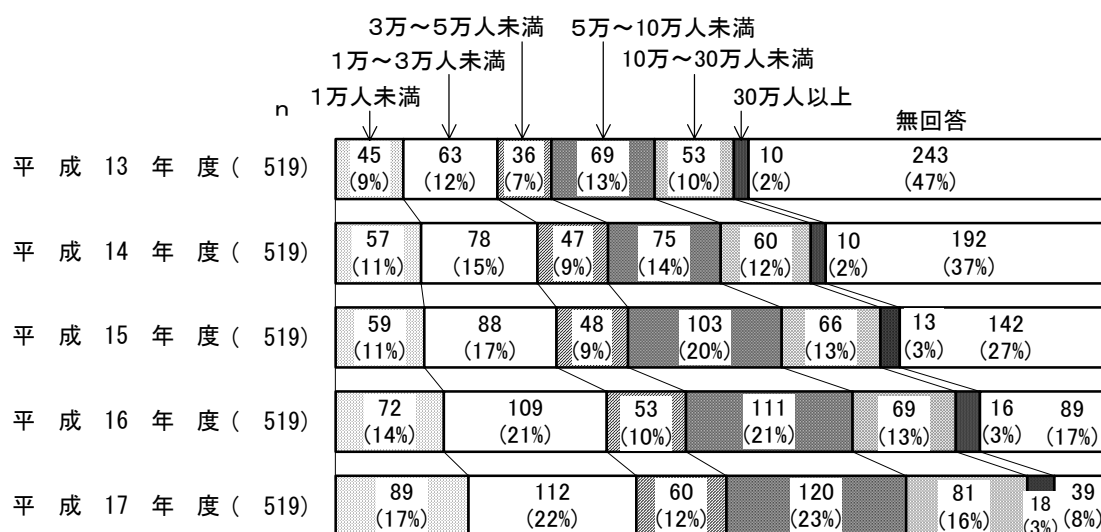


図1-6-2 委託運行に係る年間輸送人員の推移



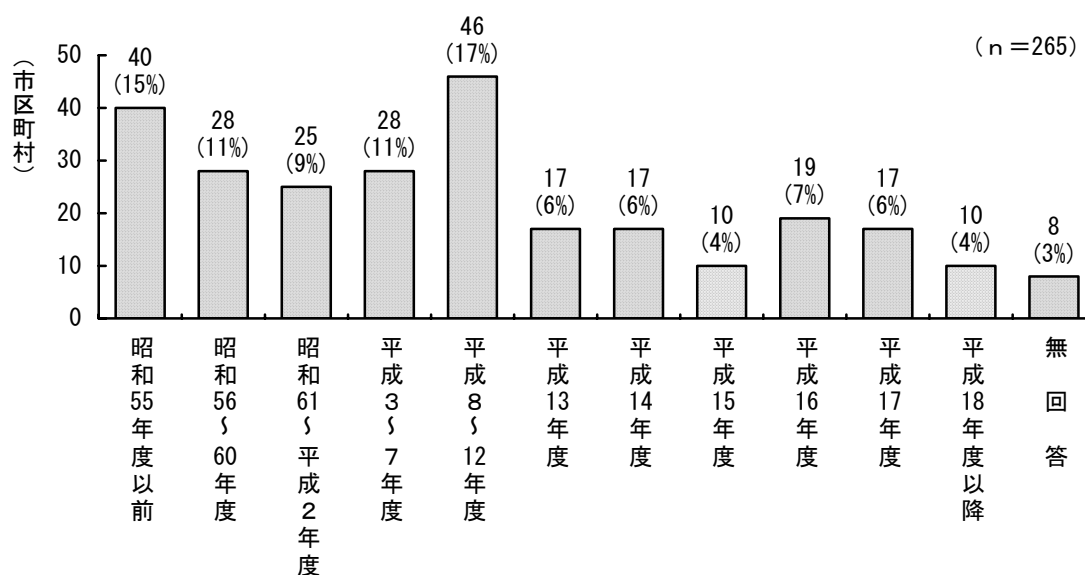
2 市区町村バスの運行状況

2-1 有償運送の運行開始時期

Q 2-1 いつから旧道路運送法第80条第1項による自家用自動車による有償運送許可を取得し運行していますか。

- 路線バス廃止後の対応として「旧80条有償運送バスを運行した」市区町村(265市区町村)に、旧80条バスの運行開始時期を聞いたところ、平成7年度以前に比べて、平成8～12年度の5年間では46市区町村(17%)と増加している。さらに平成13年度以降は毎年10～20市区町村で運行が始まるなど増加傾向が顕著であり、平成13～17年度の5年間に運行を開始した市区町村は、80市区町村(30%)となっている。(図2-1-1)

図2-1-1 有償運送の運行開始時期

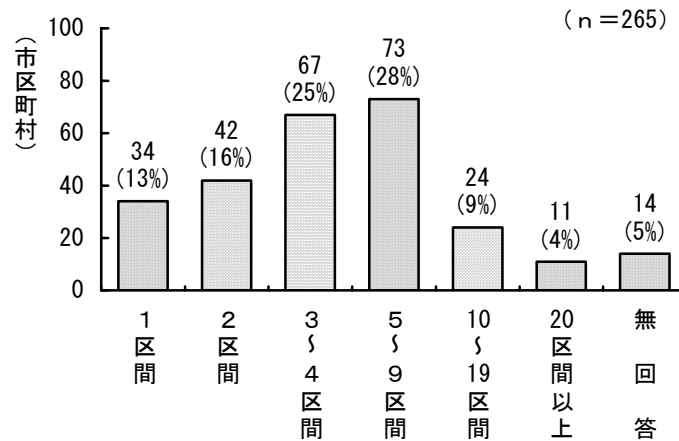


2-2 有償運送の運行ルート数

Q 2-2 現在運行している有償運送の区間は、何ルートありますか。
(平成18年9月30日現在)

- 有償運送バスの運行ルート数を聞いたところ、「5～9区間」が73市区町村（28%）で最も多くなっている。「1区間」は34市区町村（13%）、「2区間」は42市区町村（16%）、「3～4区間」は67市区町村（25%）などとなっている。（図2-2-1）

図2-2-1 有償運送の運行ルート数

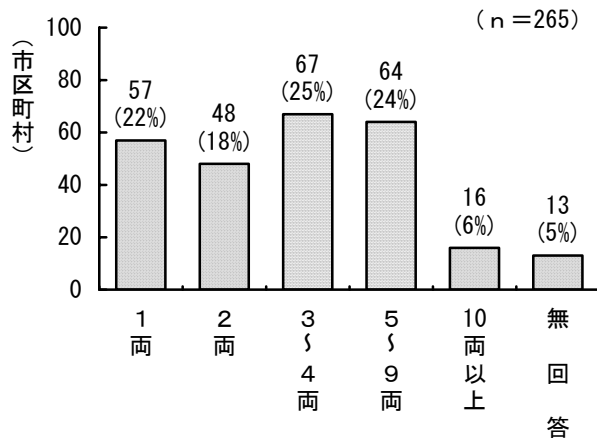


2-3 有償運送の使用車両数

Q 2-3 現在運行している有償運送の使用車両数は何両ありますか。
(平成18年9月30日現在)

- 有償運送バスの使用車両数を聞いたところ、「1両」が57市区町村（22%）、「2両」が48市区町村（18%）となっている。「3～4両」が67市区町村（25%）、「5～9両」が64市区町村（24%）などとなっている。（図2-3-1）

図2-3-1 有償運送の使用車両数



2-4 有償運送の運賃形態及び運賃額

Q2-4 現在運行している有償運送の運賃制定形態及び運賃額を該当する項目についてお答えください。

- 有償運送バスの運賃形態を聞いたところ、「均一制」が152市区町村（57%）で、「対キロ区間制」の117市区町村（44%）を上回っている。（図2-4-1）
- 「均一制」と答えた市区町村（152市区町村）の運賃額の分布をみると、「200円」が80市区町村（53%）、「100円」が67市区町村（44%）で、均一制の平均運賃額は127円になっている。（図2-4-2）
- 「対キロ区間制」と答えた市区町村（117市区町村）の初乗運賃額の分布をみると、「100円」が26市区町村（22%）、「150円」が24市区町村（21%）で、100円～150円である市区町村を合わせると92市区町村（79%）になっている。初乗運賃額の平均は127円で、最高運賃額の平均は673円になっている。（図2-4-3）

図2-4-1 有償運送の運賃形態（複数回答）

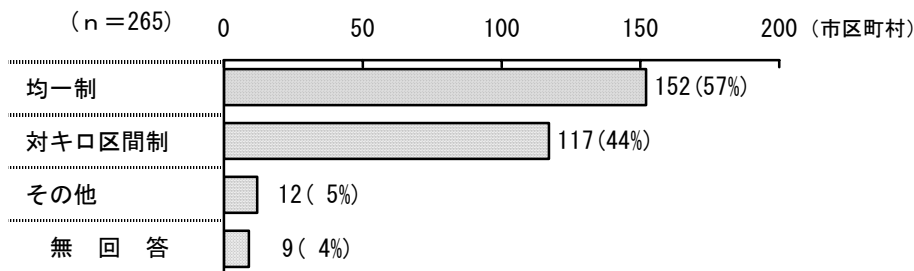
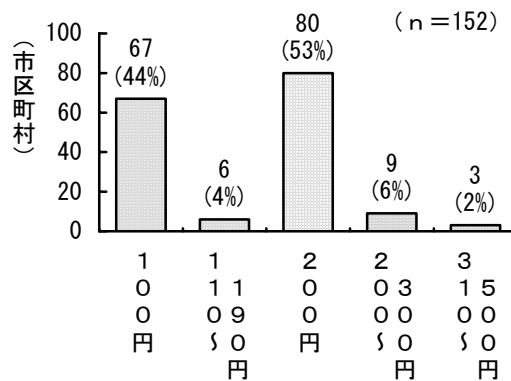
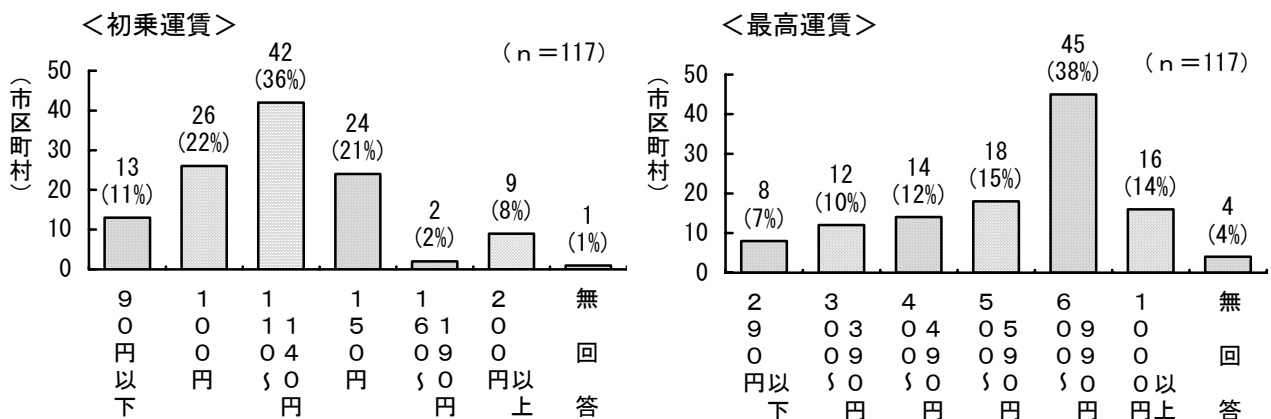


図2-4-2 均一制運賃をとるバスの運賃（複数回答）



（注）運行ルートによって異なる均一運賃を定めている市区町村もあるため、比率の合計は必ずしも100%にならない。

図2-4-3 対キロ区間制運賃をとるバスの初乗運賃・最高運賃



2-5 有償運送に係る年間輸送人員

Q 2-5 平成13年度から平成17年度までの有償運送に係る年度毎の年間輸送人員についてお答えください。

- 有償運送に係る年間輸送人員について、全国の累計の推移をみると、平成13年度の6,596千人から増加傾向にあり、平成17年度には9,492千人に達している。（図2-5-1）
- 市区町村毎の年間輸送人員の分布の推移をみると、平成13年度以降、5万人以上の市区町村の数の増加はわずかであるのに対し、5万人未満の市区町村の数は年々増加する傾向にある。

（図2-5-2）

図2-5-1 有償運送に係る年間輸送人員の累計

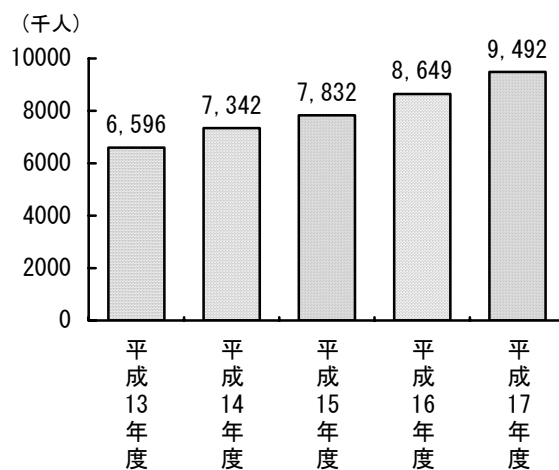
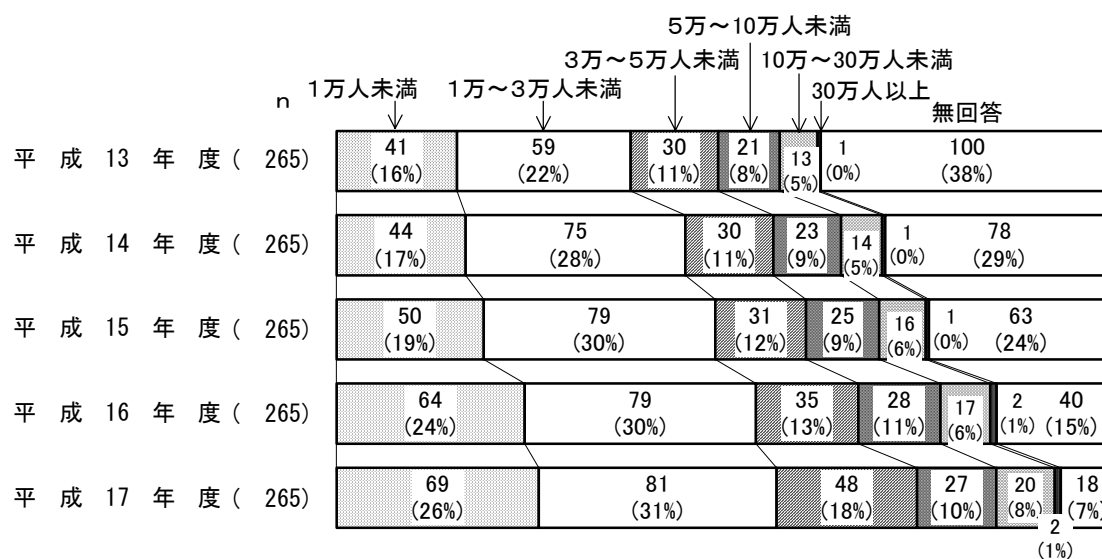


図2-5-2 有償運送に係る年間輸送人員の推移



第3章 バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

1 一般バス路線（4条路線）について

1-1 路線廃止キロと廃止運行系統数

Q1-1 平成13年度から平成17年度までの一般バス路線の廃止キロ、廃止運行系統数を各年度毎にお答えください。

(1) 路線廃止キロ

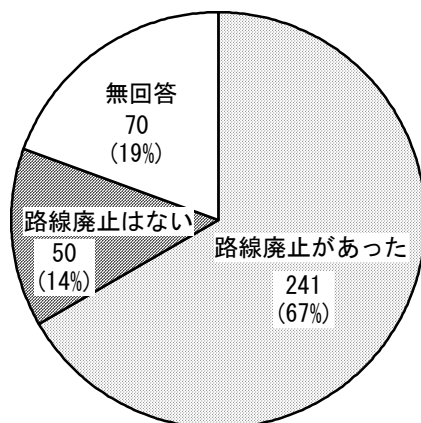
- 一般バスについては、路線を廃止した事業者数は漸増傾向にあり、平成17年度は123事業者（34%）となっている。廃止キロは平成14年度をピークに減少傾向にある。
- 高速バスについては、事業者数は横ばいで10%前後となっている。廃止キロは平成16年度以降は大きく減少している。
- 定期観光バスについては、表3-1-1のとおりである。
- 平成13年度から平成17年度までの間に、一般バス、高速バス、定期観光バスのいずれかについて路線の廃止があった事業者は、241事業者（67%）となっている。（図3-1-1）

表3-1-1 年度毎の路線廃止キロの累計

年次	一般バス			高速バス			定期観光バス		
	路線廃止 キロ(km)	事業者数		路線廃止 キロ(km)	事業者数		路線廃止 キロ(km)	事業者数	
件数		構成比	件数		構成比	件数		構成比	
平成13年度	4,899.2	103	29%	14,477.2	36	10%	296.2	15	4%
平成14年度	6,078.9	117	32%	9,311.1	34	9%	462.7	12	3%
平成15年度	4,260.5	121	34%	11,595.2	44	12%	145.0	10	3%
平成16年度	3,337.9	126	35%	953.2	31	9%	536.8	12	3%
平成17年度	3,848.4	123	34%	3,878.3	47	13%	456.3	16	4%
全体		361	100%		361	100%		361	100%

図3-1-1 平成13~17年度の路線廃止の有無

(n=361)



(2) 廃止運行系統数

- 一般バスについては、系統を廃止した事業者数は漸増傾向にあり、平成17年度は131事業者(36%)となっている。廃止系統数は平成15年度以降減少傾向にある。
- 高速バスについては、事業者数は漸増傾向にあり、平成17年度は38事業者(11%)となっている。廃止系統数は増加傾向にある。
- 定期観光バスについては、表3-1-2のとおりである。

表3-1-2 年度毎の廃止運行系統数の累計

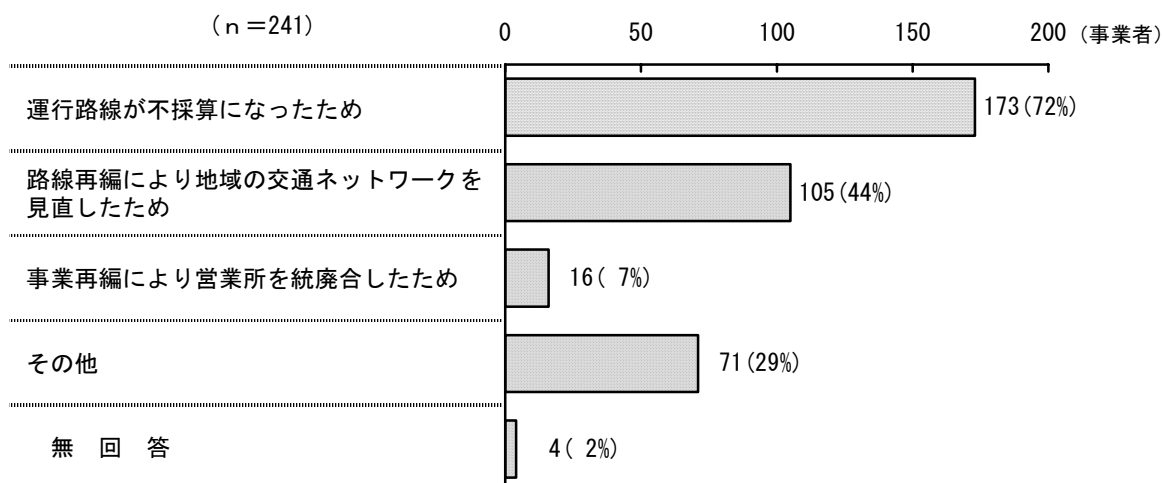
年次	一般バス			高速バス			定期観光バス		
	廃止系統数	事業者数		廃止系統数	事業者数		廃止系統数	事業者数	
		件数	構成比		件数	構成比		件数	構成比
平成13年度	1,524	104	29%	85	21	6%	24	15	4%
平成14年度	1,567	118	33%	74	25	7%	23	9	2%
平成15年度	1,258	118	33%	109	33	9%	15	7	2%
平成16年度	1,115	130	36%	116	26	7%	32	13	4%
平成17年度	1,247	131	36%	122	38	11%	37	13	4%
全体		361	100%		361	100%		361	100%

1-2 路線廃止の主な理由

Q1-2 路線廃止の主な理由を、下記の中からお答えください。

- 平成13年度から平成17年度までの間に路線の廃止があった事業者(241事業者)に、路線廃止の主な理由を聞いたところ、「運行路線が不採算になったため」が173事業者(72%)と多くなっている。「路線再編により地域の交通ネットワークを見直したため」は105事業者(44%)、「事業再編により営業所を統廃合したため」は16事業者(7%)である。また、「その他」の具体的記述をみると、「経路の変更・付け替えのため」が29事業者(12%)、「路線の移管、譲渡のため」が22事業者(9%)などとなっている。(図3-2-1)

図3-2-1 路線廃止の主な理由(複数回答)



1-3 他社の路線廃止後の地域又は空白地帯への参入

Q 1-3 4条路線について、平成13年度から平成17年度までに他社の路線廃止後の地域又は交通空白地帯に参入した例はありますか。又、参入時は他社の路線廃止後ですか。交通空白地帯ですか。該当する項目に○印を付してください。

(1) 参入例の有無

○ 4条路線バスについて、平成13年度から平成17年度までの間に、他社の路線廃止後の地域又は交通空白地帯へ参入した例があるか聞いたところ、参入例のある事業者の数は、平成13年度は19事業者（5%）であるが、平成14年度以降は34~40事業者で推移している。

(図3-3-1)

○ 平成13年度から平成17年度までの間に参入例がある事業者は99事業者（27%）である。

(図3-3-2)

図3-3-1 他社の路線廃止後の地域又は交通空白地帯への参入例がある事業者数の推移

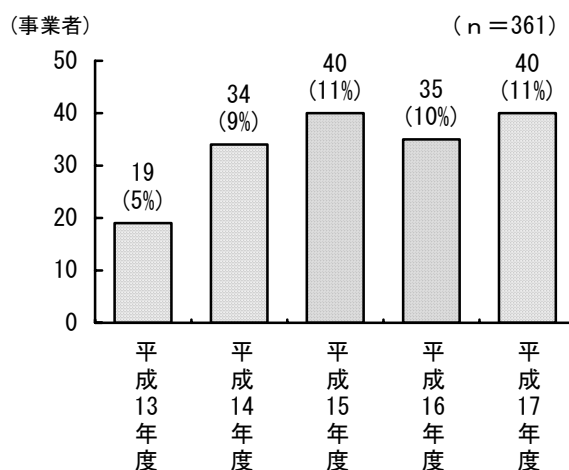
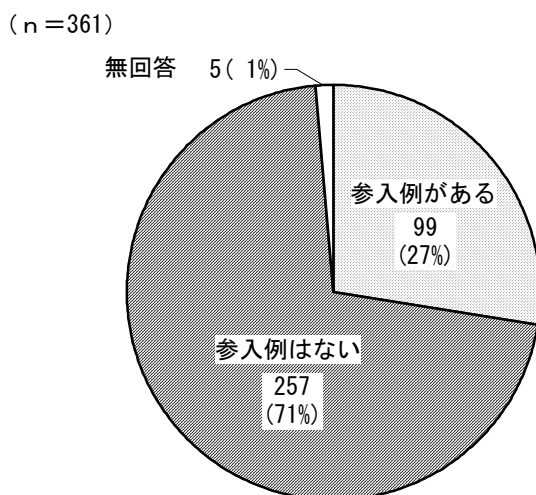


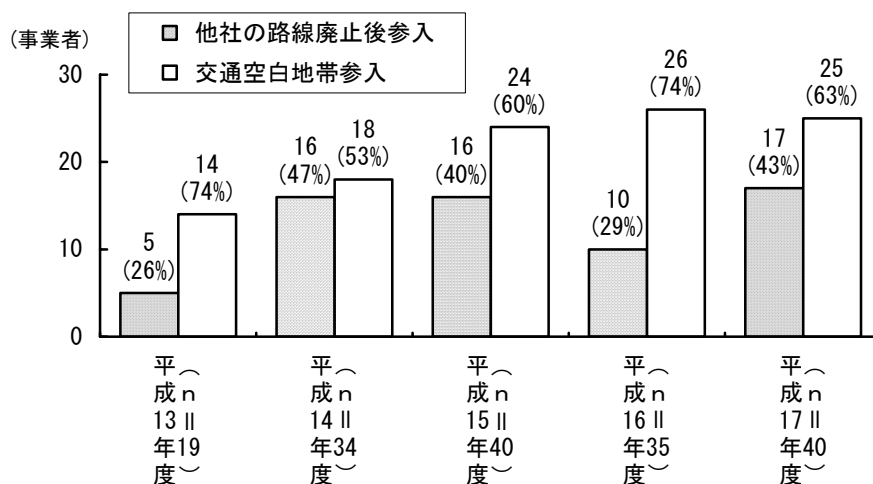
図3-3-2 平成13~17年度の他社の路線廃止後の地域又は交通空白地帯への参入例の有無



(2) 参入時の状況

- 参入時の状況については、各年度とも「交通空白地帯参入」が「他社の路線廃止後参入」を上回っている。(図3-3-3)

図3-3-3 参入時の状況 (複数回答)

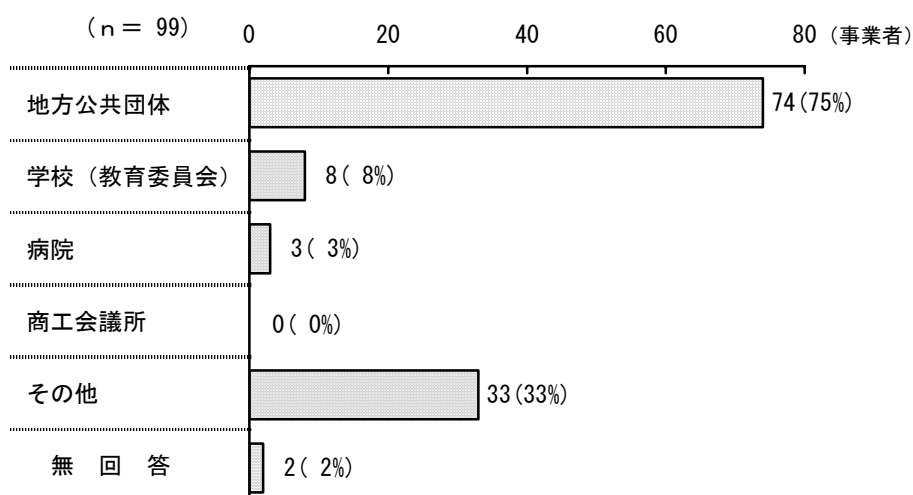


1-4 参入したときの要請元

Q1-4 他社の路線廃止後又は交通空白地帯への参入があった場合、どこからの要請により運行しましたか。

- 平成13年度から平成17年度までの間に、他社の路線廃止後の地域又は交通空白地帯へ参入した例がある事業者(99事業者)に、どこから参入の要請を受けたか聞いたところ、「地方公共団体」が74事業者(75%)で特に多くなっている。「その他」の具体的記述をみると、「自治会・町内会・地域住民団体など」が10事業者(10%)となっている。(図3-4-1)

図3-4-1 参入したときの要請元 (複数回答)



1-5 参入路線の収支状況

Q1-5 当該参入路線全般についての収支状況はどのようになっていますか。(平成17年度)

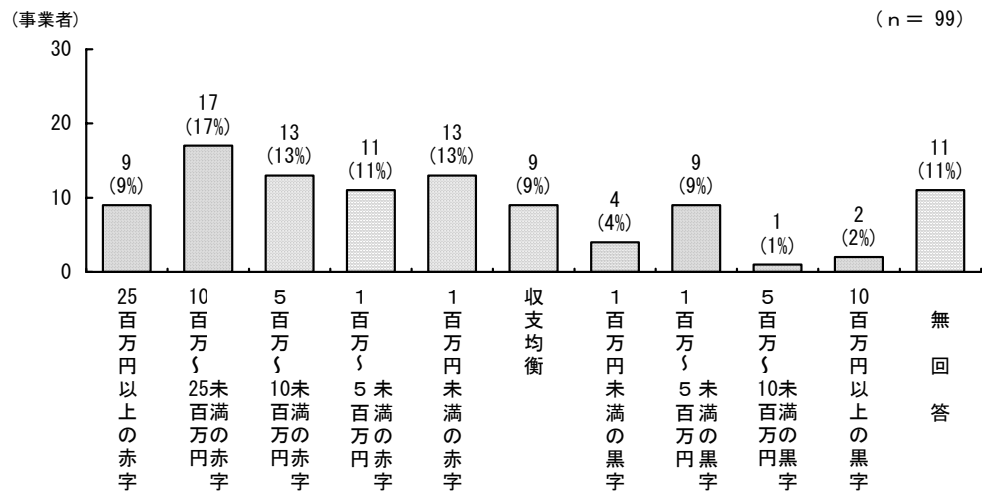
支出額	千円/年	
収入	千円/年	
運賃収入	千円/年	
補助金	千円/年	
その他	千円/年	
収支差		千円

○ 平成13年度から平成17年度までの間に、他社の路線廃止後の地域または交通空白地帯へ参入した例がある事業者(99事業者)の参入路線全般の収支状況は、以下のとおりとなっている。

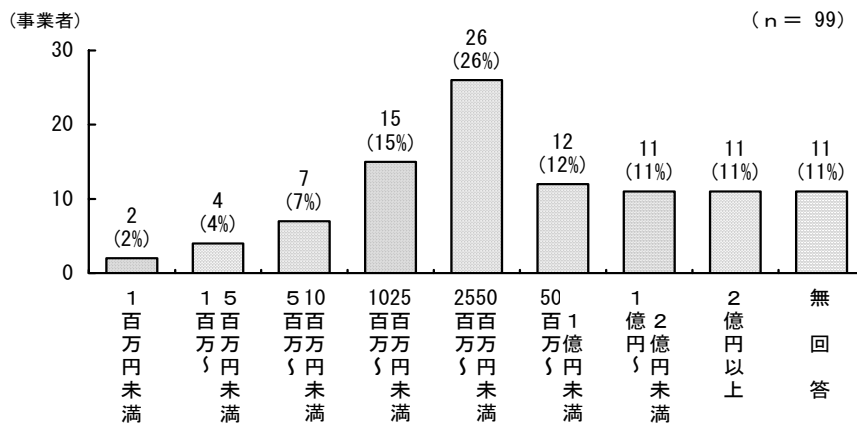
(図3-5-1)

図3-5-1 参入路線の収支状況

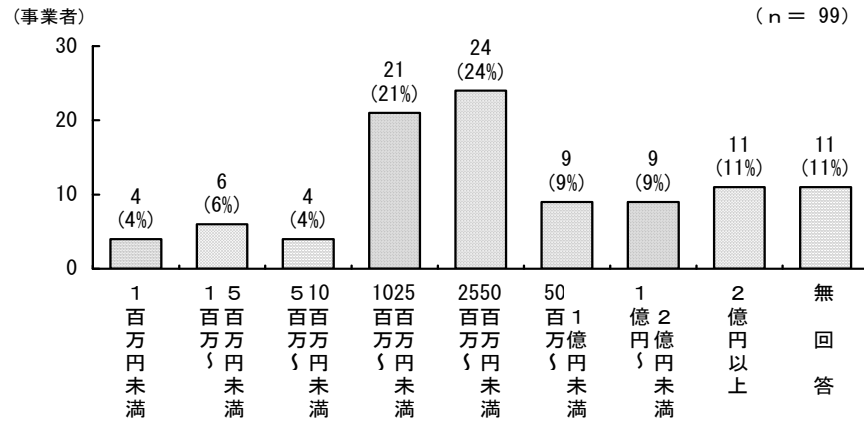
① 収支差額



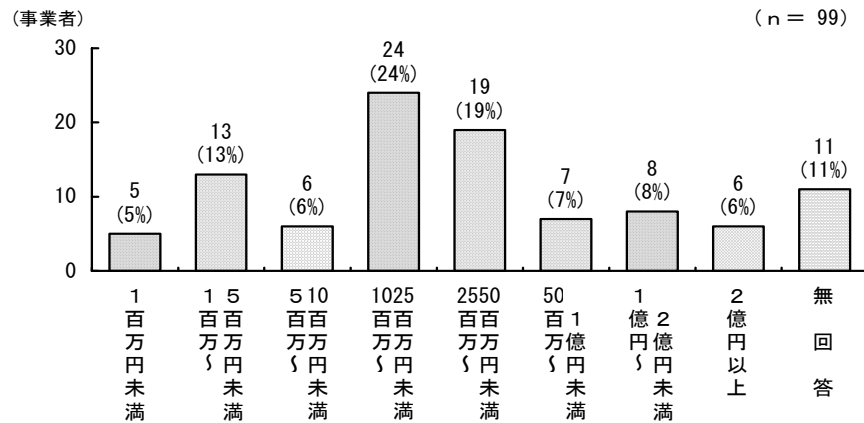
② 年間支出額



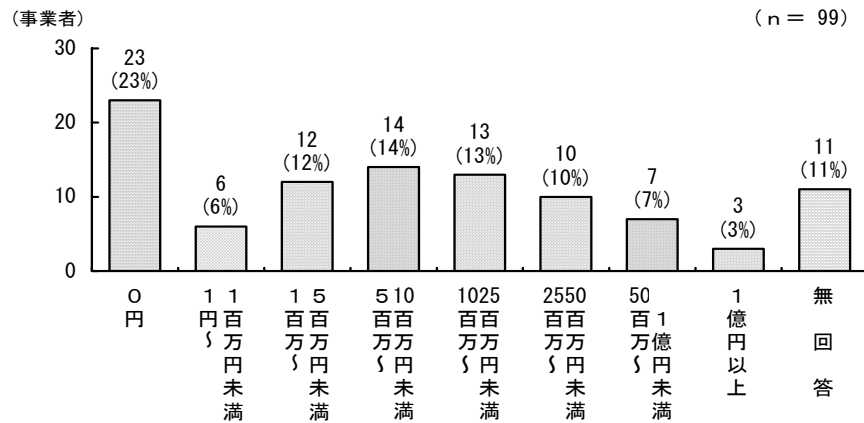
③ 年間収入額



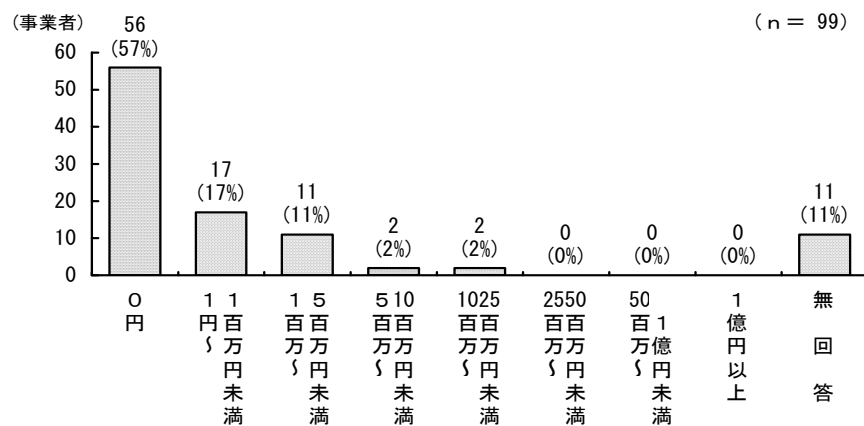
④ 年間収入額
(運賃収入)



⑤ 年間収入額
(補助金)



⑥ 年間収入額
(その他)



2 廃止代替バス（旧21条許可）について

2-1 運行状況

Q2-1 平成13年度から平成17年度までの廃止代替バス（旧21条許可）の運行状況について、以下の項目毎に数字でお答えください。

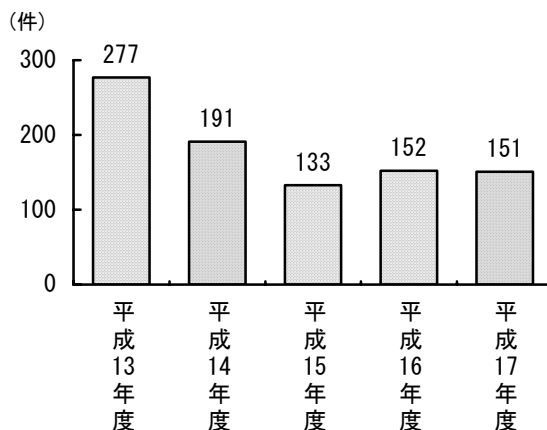
	①許可件数	②運送区間（ルート）数	③使用車両数	④運賃制定形態	⑤運賃額	⑥輸送人員
平成13年度						人
平成14年度						人
平成15年度						人
平成16年度						人
平成17年度						人

(1) 許可件数

- 各年度内において廃止代替バスの運送許可を取得した件数の累計の推移をみると、平成13年度は277件であったが、平成15年度以降は150件程度とほぼ横ばいになっている。

(図4-1-1)

図4-1-1 廃止代替バスの運行許可取得件数の累計

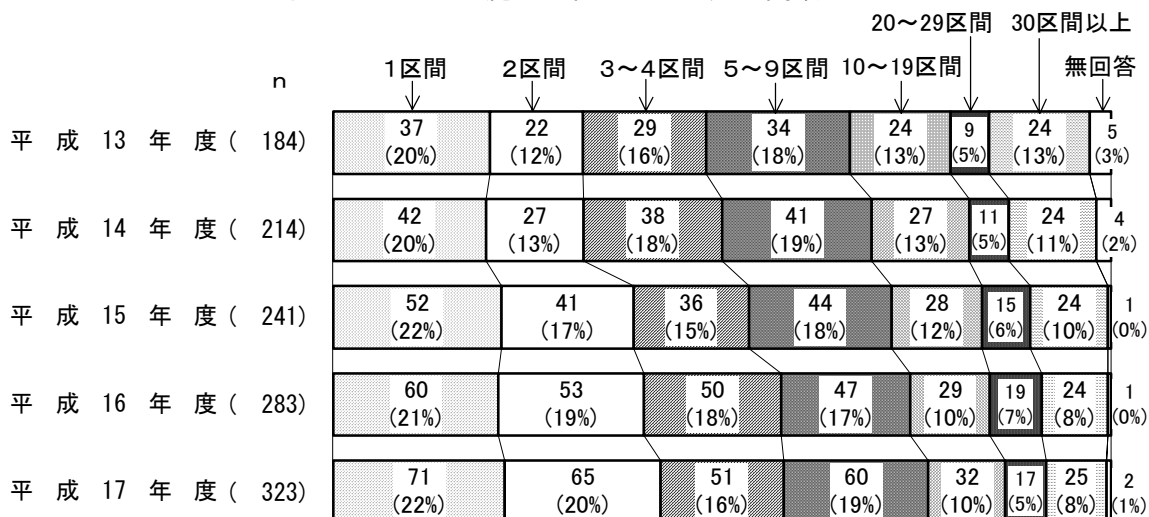


(2) 運送区間数

- 各事業者の廃止代替バスの運送区間数の推移をみると、運送区間数が9区間以下の事業者は年々増加する傾向にあるが、10区間以上の事業者の数はほぼ横ばいになっている。

(図4-1-2)

図4-1-2 廃止代替バスの運送区間数



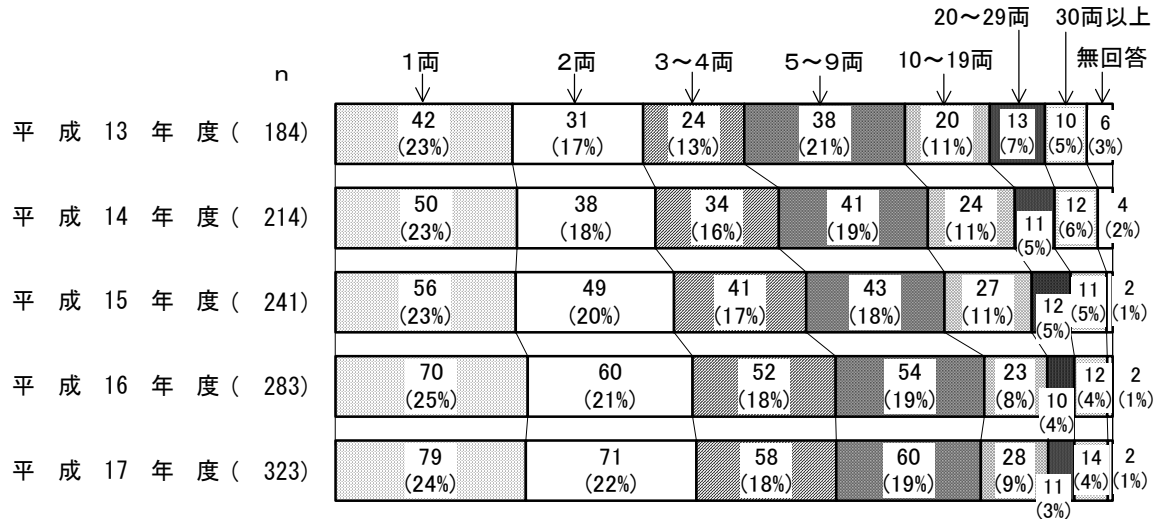
注) n : ①許可件数に0以上の回答があったもの（運行があったもの）。

(3) 使用車両数

- 各事業者の廃止代替バス区間での使用車両数の推移をみると、使用車両数が9両以下の事業者は年々増加する傾向にあるが、10両以上の事業者の数はほぼ横ばいになっている。

(図4-1-3)

図4-1-3 廃止代替バスの使用車両数

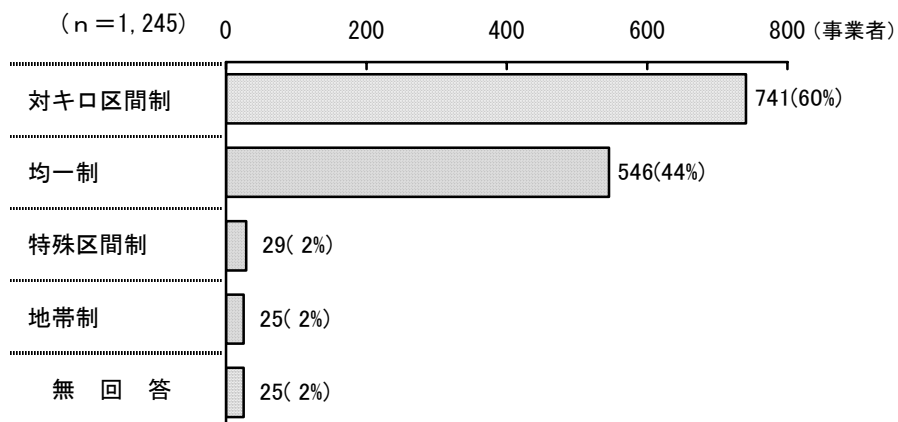


注) n : ①許可件数に0以上の回答があったもの(運行があったもの)。

(4) 運賃制定形態

- 各事業者の廃止代替バスの運賃制定形態(平成13~17年度計)をみると、「対キロ区間制」が「均一制」を上回っている。(図4-1-4)

図4-1-4 廃止代替バスの運賃制定形態(平成13~17年度計※)



※(平成13~17年度計)のnについては、各年度の①許可件数に0以上の回答があったもの(運行があったもの)の平成13年度から平成17年度を合計したもの。以下同様。

(5) 運賃額

- 対キロ区間制をとる廃止代替バスの初乗運賃額は、「150 円」が最も多く、次いで「100 円」、「140 円」、「130 円」などの順になっている。(図 4-1-5)
- 均一制をとる廃止代替バスの運賃額は、「100 円」と「200 円」の 2 つで全体の 8 割を占めている。(図 4-1-6)

図 4-1-5 対キロ区間制をとる廃止代替バスの運賃額 (平成 13~17 年度計)

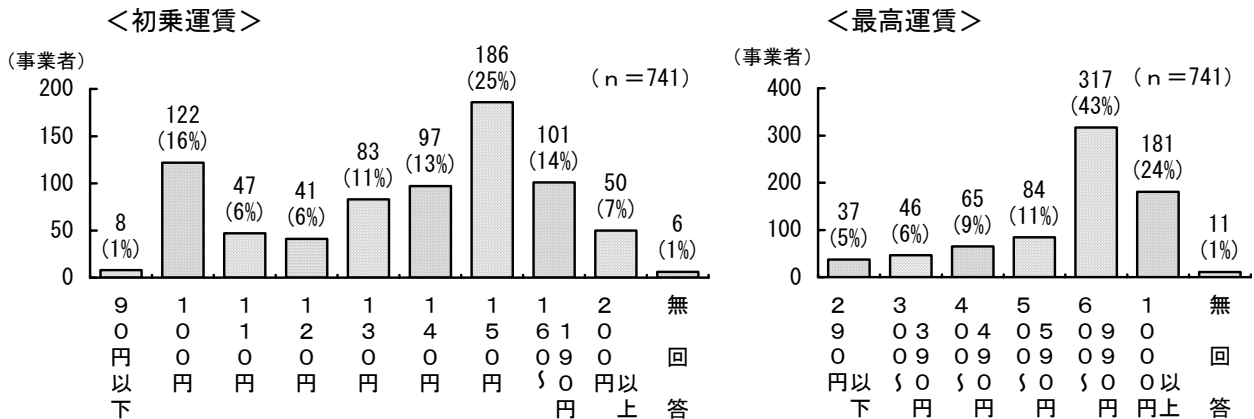
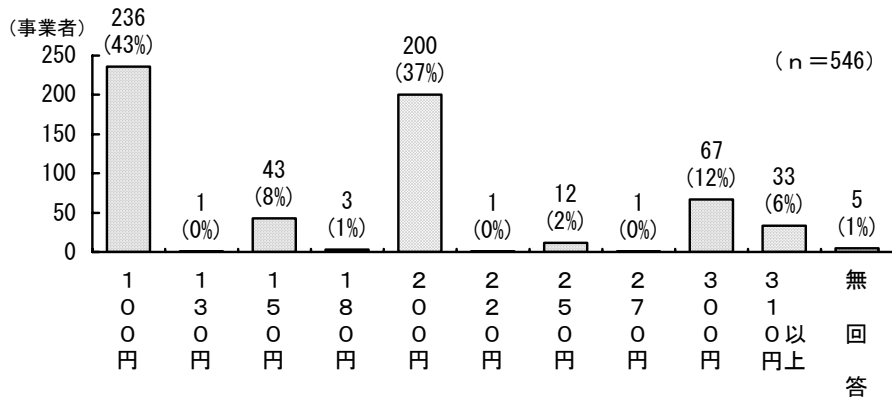


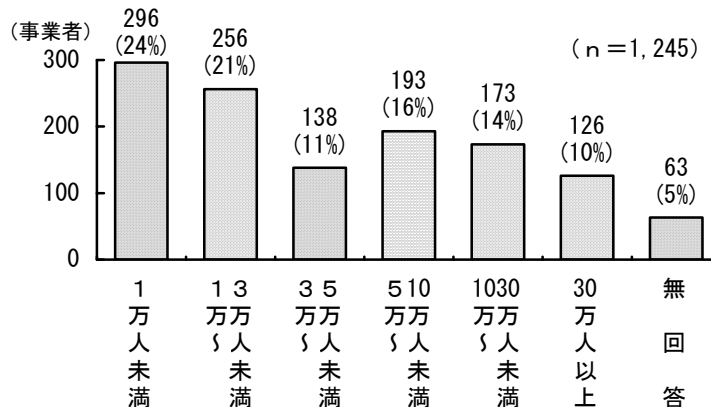
図 4-1-6 均一制をとる廃止代替バスの運賃額 (平成 13~17 年度計)



(6) 輸送人員

- 各事業者の廃止代替バス区間での輸送人員 (平成 13~17 年度計) は、「1 万人未満」、「1 万~3 万人未満」が多くなっているが、10 万人以上の事業者も一定の割合を占め、事業者間の差が大きくなっている。(図 4-1-7)

図 4-1-7 廃止代替バスの輸送人員 (平成 13~17 年度計)

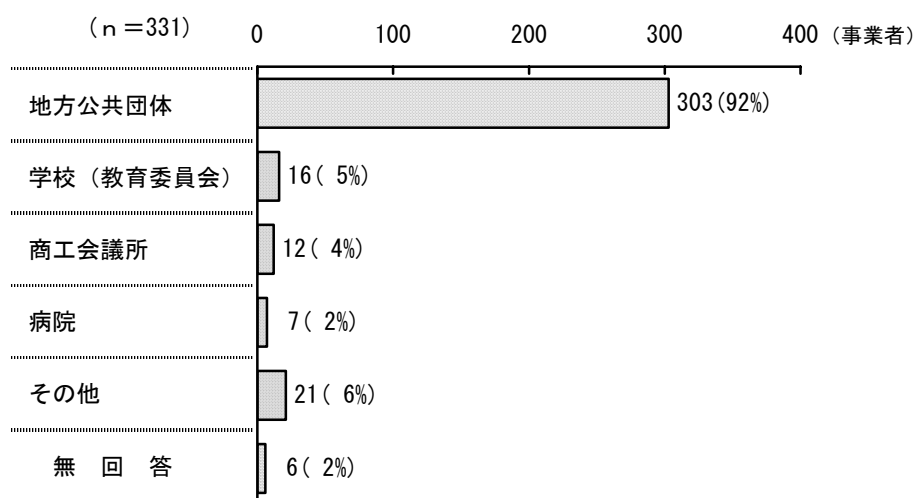


2-2 要請元

Q 2-2 どこからの要請により運行しましたか。

- 廃止代替バスの運行をどこから要請されたか聞いたところ、「地方公共団体」が 303 事業者 (92%) で特に多くなっている。(図 4-2-1)

図 4-2-1 参入したときの要請元 (複数回答)

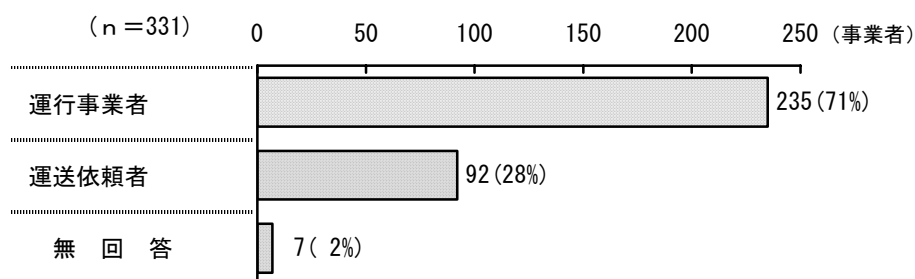


2-3 運賃収入の帰属

Q 2-3 運賃収入の帰属は、運行事業者ですか。運送依頼者ですか。

- 運賃は運行事業者と運行依頼者のどちらに帰属するか聞いたところ、「運行事業者」が 235 事業者 (71%) と多く、「運送依頼者」は 92 事業者 (28%) になっている。(図 4-3-1)

図 4-3-1 運賃収入の帰属 (複数回答)



2-4 収支状況

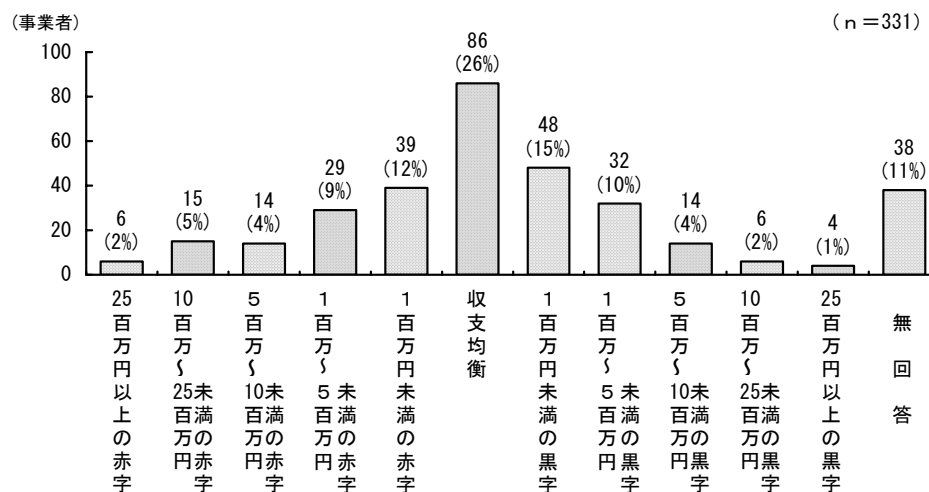
Q2-4 収支状況はどのようになっていますか。(平成17年度)

支出額		千円/年	
収入		千円/年	
	運賃収入	千円/年	
	補助金	千円/年	
	その他	千円/年	
収支差			千円

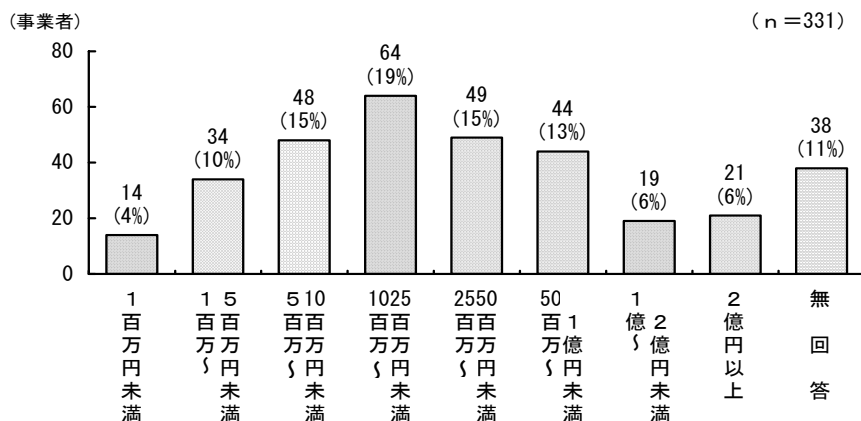
○ 廃止代替バスの収支状況は、以下のとおりとなっている。

図4-4-1 廃止代替バスの収支状況

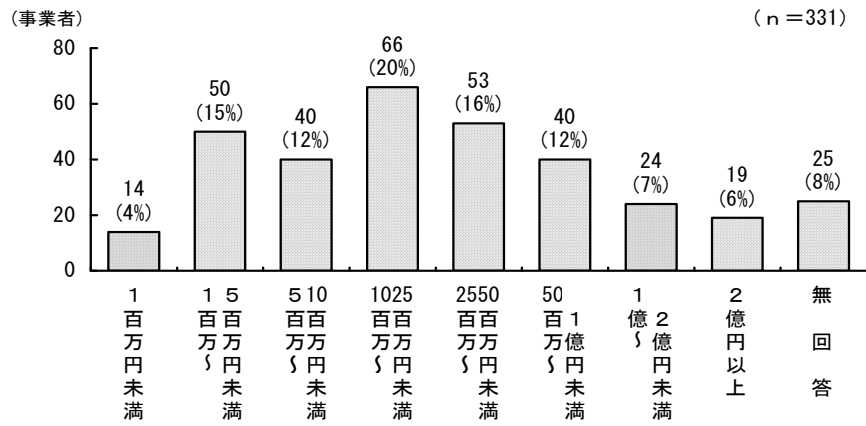
① 収支差額



② 年間支出額

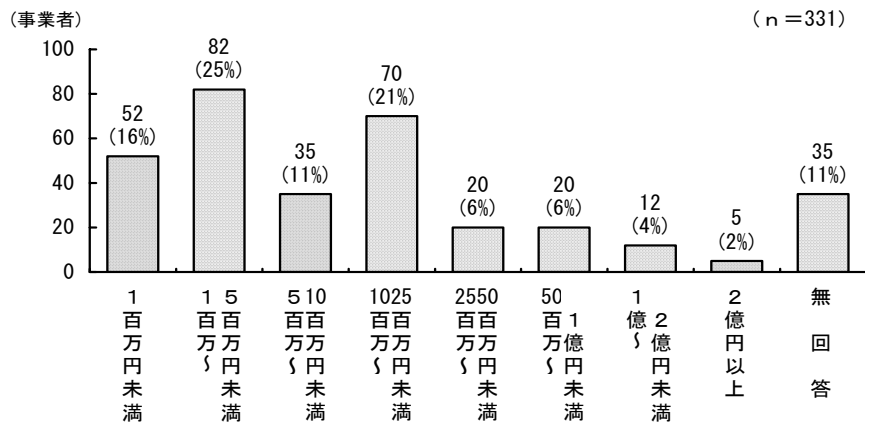


③ 年間収入額



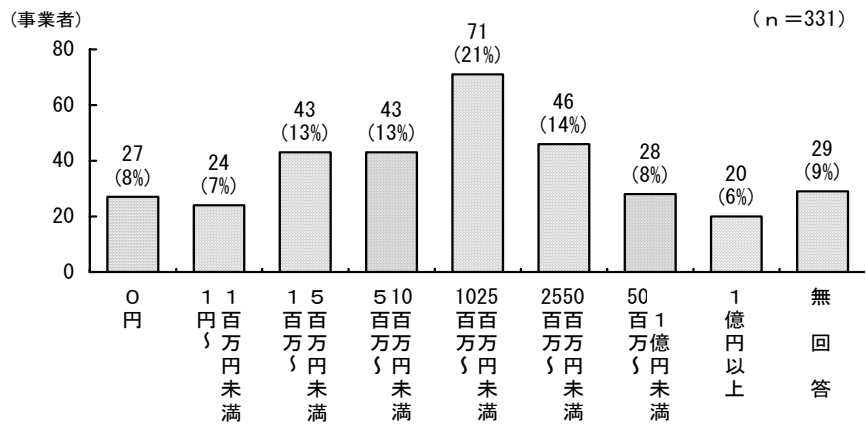
④ 年間収入額

(運賃収入)



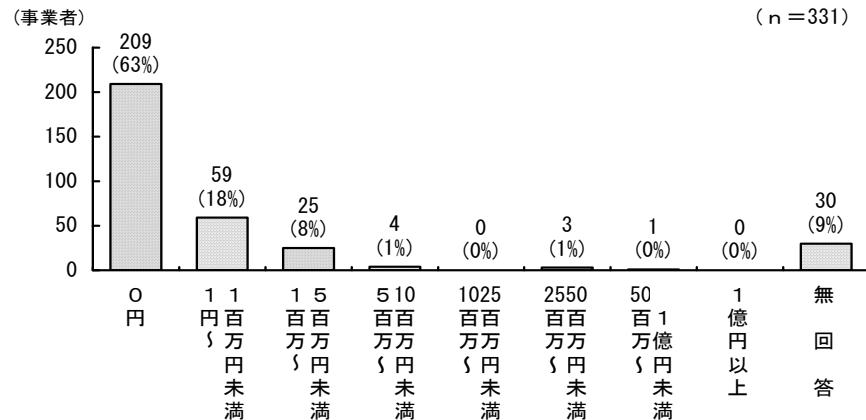
⑤ 年間収入額

(補助金)



⑥ 年間収入額

(その他)



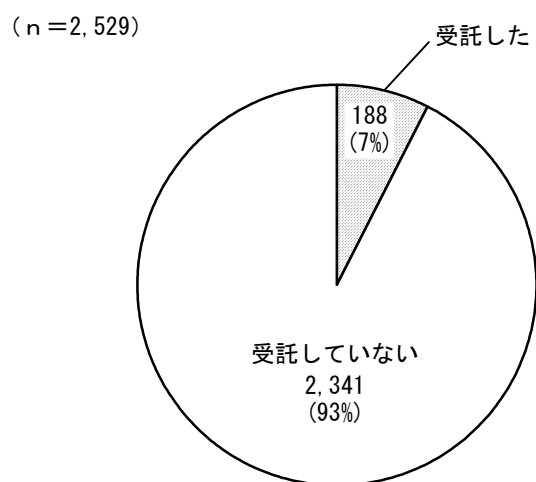
3 ツアーバスについて

3-1 ツアーバスの受託状況

Q3-1 旅行業者が募集型企画旅行として行う、観光やスキーといった移動以外の目的を伴わない、単に起点から終点までの2点間の移動のみを主たる目的とした運行形態（いわゆる「ツアーバス」）を平成17年度に受託しましたか。

- 旅行業者が募集型企画旅行として行う、単に起点から終点までの2点間の移動のみを主たる目的とした、いわゆる「ツアーバス」の運行形態を平成17年度に受託したか聞いたところ、受託した事業者は188事業者（7%）となっている。（図5-1-1）

図5-1-1 ツアーバスの受託状況

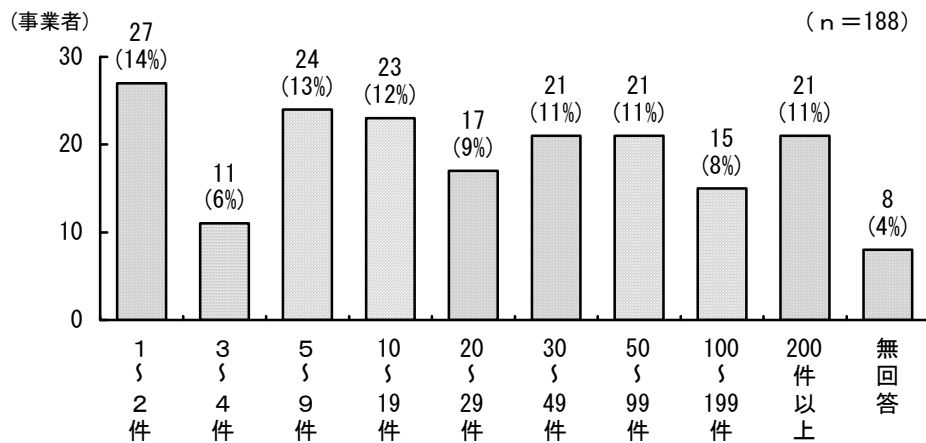


3-2 ツアーバスの受託件数

Q3-2 平成17年度の受託件数を数字でお答えください。

- 平成17年度にツアーバスの運行形態を受託した事業者（188事業者）に、受託件数を聞いたところ、9件以下が62事業者（33%）である一方、100件以上が36事業者（19%）となっており、事業者によるばらつきが大きくなっている。（図5-2-1）

図5-2-1 ツアーバスの受託件数

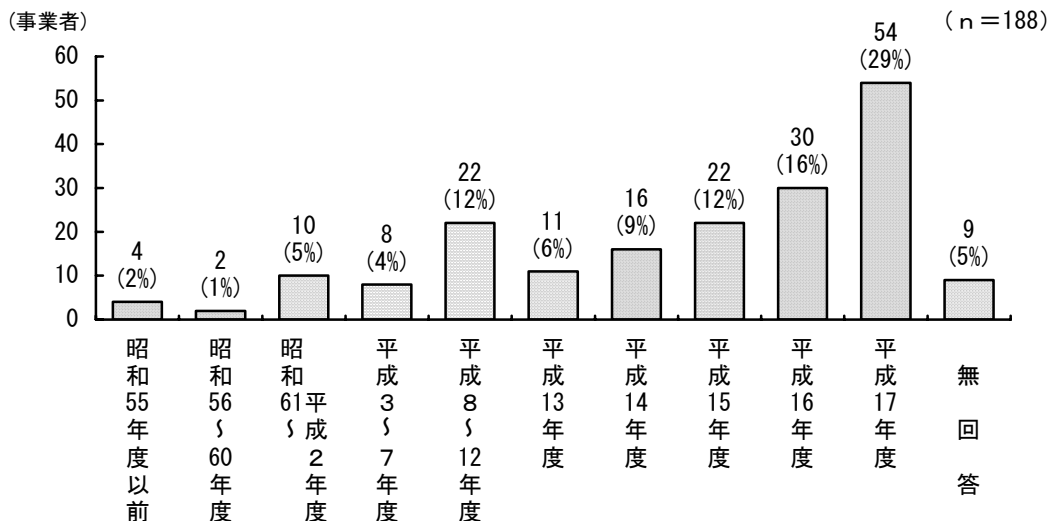


3-3 ツアーバスの運行開始時期

Q3-3 上記の運行形態は、いつ頃から運行されるようになりましたか。

- 平成17年度にツアーバスの運行形態を受託した事業者（188事業者）に、ツアーバスの運行開始時期を聞いたところ、近年参入する事業者が増加傾向にあり、平成17年度に参入した事業者は54事業者（29%）に達している。（図5-3-1）

図5-3-1 ツアーバスの運行開始時期



3-4 ツアーバスの受託内容

Q3-4 平成17年度に受託した「ツアーバス」の受託内容について、主なものを3つまでお答えください。

主な運行区間	運行回数 注)片道を 1回とする	延べ 輸送人員	1回あたり の片道 運行キロ程	主な 旅行業者名	運行1回当たりの 受託費 (片道か往復に○)
例) 東京DL→新大阪駅	/年	人/年	km/片道	例) OOTラベル	1. 片道 2. 往復 _____円

- 平成17年度にツアーバスの運行形態を受託した事業者(188事業者)に、受託内容を聞いたところ、合わせて359運行区間の回答があった。
- 片道運行1回あたりの受託費の分布をみると、3万円台が58区間(16%)、4万円台が50区間(14%)と多くなっている。平均額は58,497円である。(図5-4-4)
- 運行1キロメートルあたりの受託費の分布をみると、150~175円未満が50区間(14%)、125~150円未満が47区間(13%)と多くなっている。平均は250円である。(図5-4-5)

図5-4-1 ツアーバスの1区間あたりの年間運行回数

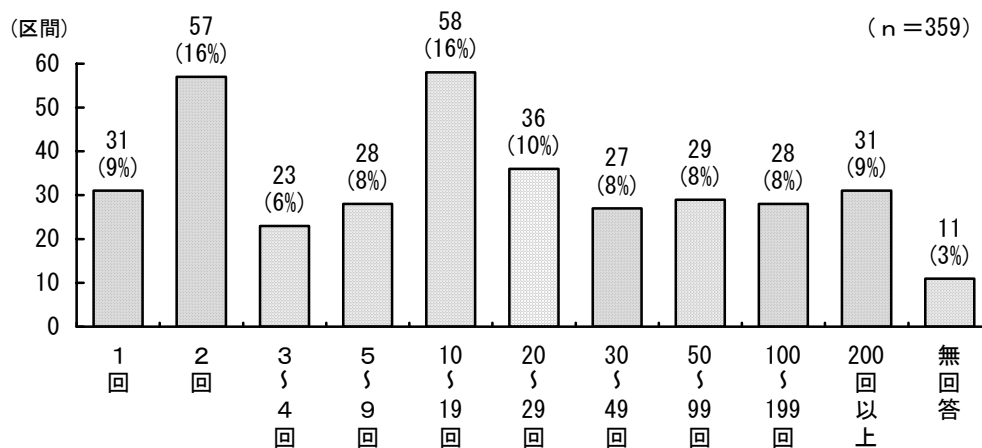


図5-4-2 ツアーバスの1区間あたりの年間延べ輸送人員

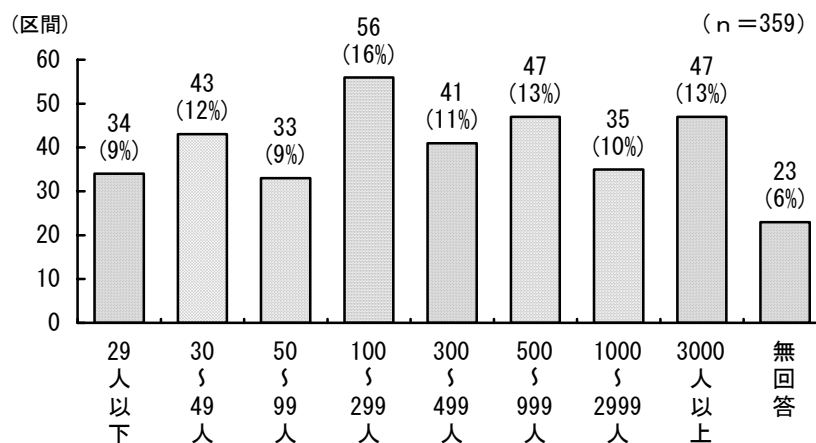


図5-4-3 ツアーバスの1回あたりの片道運行キロ程

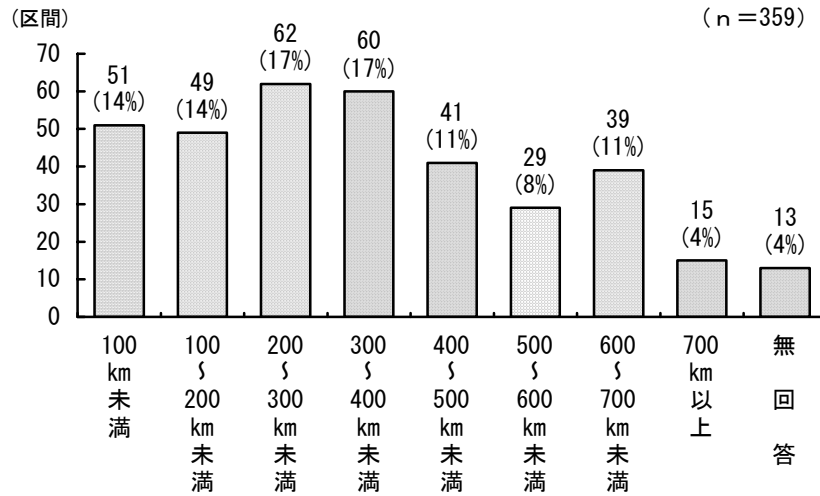


図5-4-4 ツアーバスの片道運行1回あたりの受託費

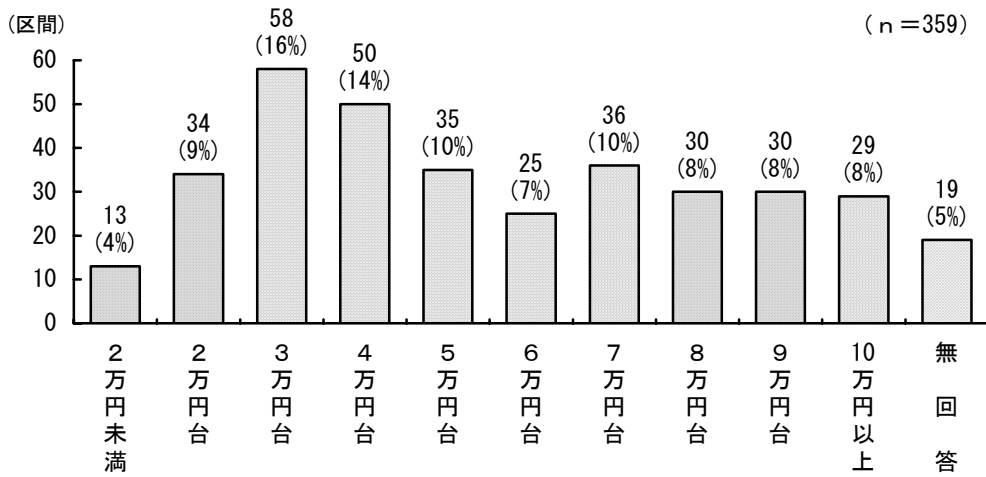
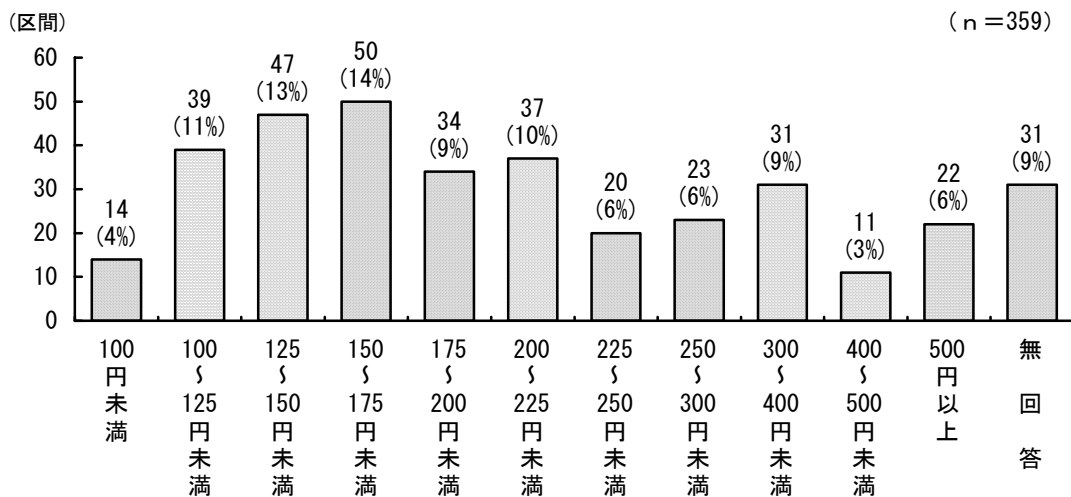


図5-4-5 ツアーバスの運行1キロメートルあたりの受託費

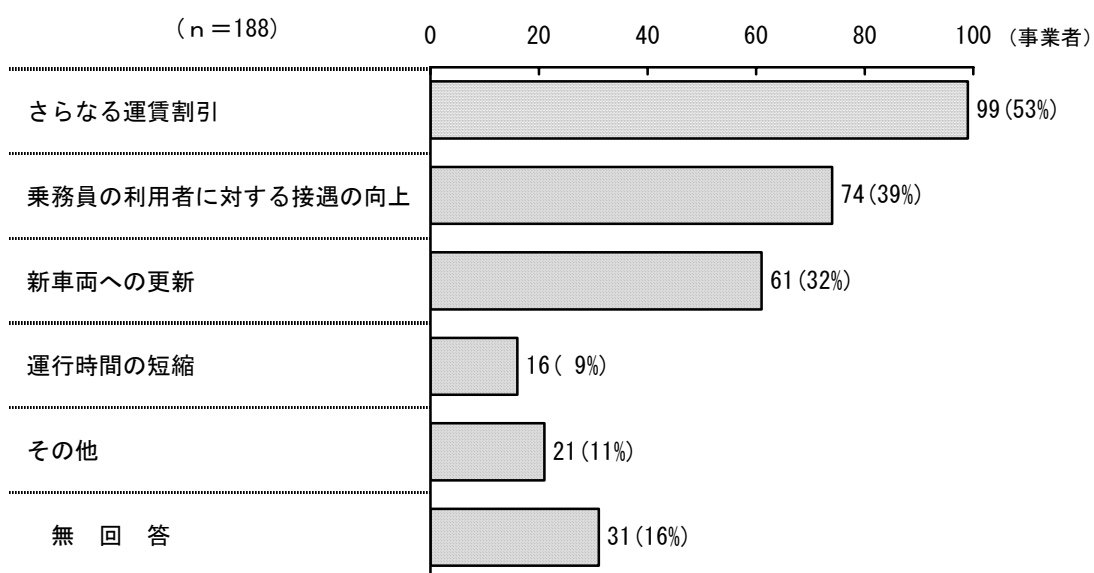


3-5 旅行業者から求められること

Q3-5 旅行業者から求められることをお答えください。

- 平成17年度にツアーバスの運行形態を受託した事業者（188事業者）に、旅行業者から求められることを聞いたところ、「さらなる運賃割引」が99事業者（53%）で最も多く、次いで「乗務員の利用者に対する接遇の向上」が74事業者（39%）、「新車両への更新」が61事業者（32%）などとなっている。（図5-5-1）

図5-5-1 旅行業者から求められること（複数回答）



3-6 所有貸切車両数及びツアーバスに係る収入割合

Q3-6 貴社所有貸切車両数及び上記運行形態に係る収入割合をお答えください。

- 貸切車両の所有台数については、「5～9両」が82事業者（43%）、「10～19両」が43事業者（23%）と多くなっている。（図5-6-1）
- ツアーバスの運行形態に係る収入割合については、10%未満の事業者が80事業者（43%）と4割以上を占めているが、50%以上の事業者も21事業者（11%）と一定数存在する。

（図5-6-2）

図5-6-1 所有貸切車両数

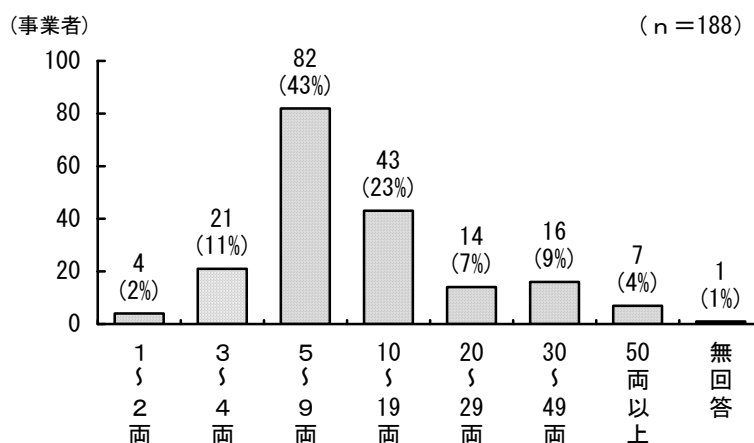
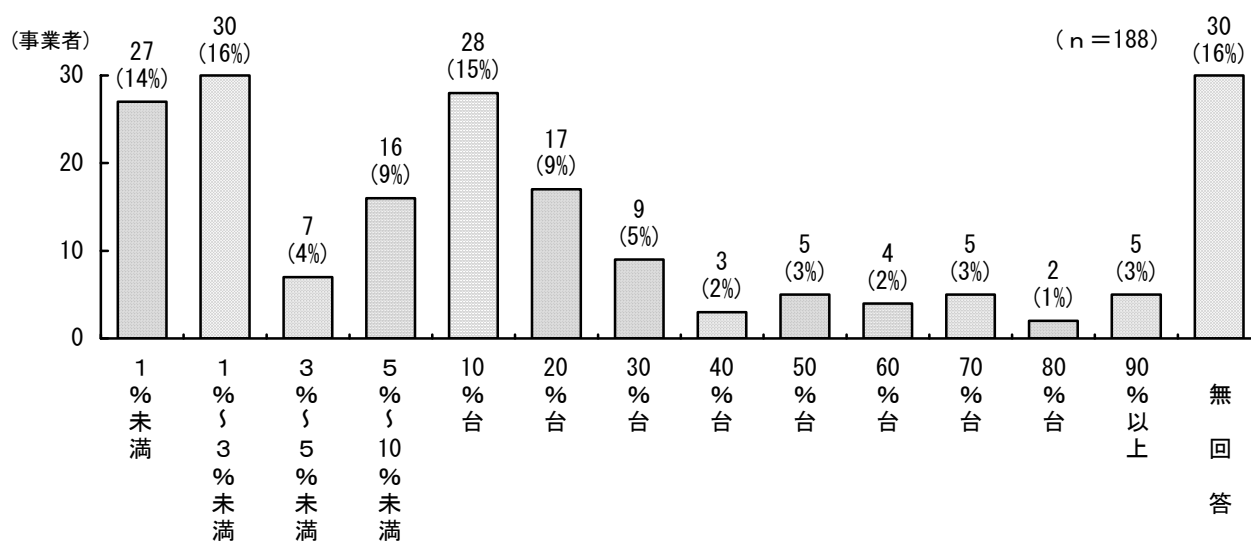


図5-6-2 ツアーバスに係る収入割合



《 卷 末 資 料 》

1 自由意見

1-1 路線バス廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

(1) 各市区町村内のバス運行に関して検討していること

Q2-6 ご回答ありがとうございました。貴市区町村内のバス運行に関して、検討されていること等がありましたら下欄にご自由にご記入ください。

各市区町村管内におけるバス運行に関して検討していることを、自由記入形式で聞いたところ、527 市区町村（35%）から回答があった。このうち、これまでの取組を説明しているだけの回答や、検討の必要性は感じているものの具体的な対策が示されていない回答であった 103 市区町村を除いて、検討している具体的な対応として 516 件の記入があった。主な回答をまとめた結果は以下のとおりである。

・システムの再編成	102 件
・コミュニティバスの運行	92 件
・地域交通計画の策定や、地域交通協議会などでの検討	78 件
・デマンド交通システムの導入	64 件
・乗合タクシーの運行	31 件
・便数の削減や、休日運行の取り止め	17 件
・福祉バスの運行や、福祉バスへの有償旅客の混乗	16 件
・スクールバスの運行や、スクールバスへの有償旅客の混乗	15 件
・運賃の値上げ	11 件
・保有車両の小型化	10 件

1-2 バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

(1) 一般バス路線（4条路線）の廃止後等の運行に関して検討していること

Q1-6 ご回答ありがとうございました。貴社で路線廃止後等の運行に関して、検討されていること等がありましたら下欄にご自由にご記入ください。

各事業者の路線バス廃止後の運行に関して検討していることを、自由記入形式で聞いたところ、16事業者（4%）から17件の回答があった。このうち、路線廃止後にとった対応を説明しているにすぎない11件の回答を除いて、回答をまとめた結果は以下のとおりである。

- ・廃止代替交通の利用者が少ないため、路線の維持が厳しくなっている…………… 4件
- ・道路事情の厳しい過疎地では、小型バス等を運行するなど柔軟に対応している… 1件
- ・地方自治体の補助施策が変更されることが多く、事業者が振り回されている… 1件

(2) 廃止代替バス（旧21条許可）の廃止後等の運行に関して検討していること

Q2-5 ご回答ありがとうございました。貴社で路線廃止後等の運行に関して、検討されていること等がありましたら下欄にご自由にご記入ください。

各事業者の路線バス廃止後の運行に関して検討していることを、自由記入形式で聞いたところ、32事業者（10%）から38件の回答があった。主な回答をまとめた結果は以下のとおりである。

- ・地方公共団体と協力して、路線を維持していきたい…………… 4件
- ・補助金により運行を行いたい…………… 4件
- ・新規参入、運行再開を検討している…………… 4件
- ・廃止代替バスでは採算が合わない…………… 4件
- ・減便を検討している…………… 3件
- ・現在は試験運行中である…………… 2件
- ・道路運送法改正により、貸切バスの車両が使えなくなるので困っている…………… 2件
- ・廃止、休止を検討している…………… 2件
- ・行政側からは、抽象的な話ばかりで協力が難しい…………… 2件

(3) 貸切バス事業に関する意見

Q3-7 貸切バス事業に関するご意見がございましたら下欄にご自由にご記入ください。

貸切バス事業に関する意見を、自由記入形式で聞いたところ、647 事業者（26%）から 914 件の回答があった。主な回答をまとめた結果は以下のとおりである。

1. 規制緩和の影響

- ・新規事業者が増加し、受託単価が下がっている …… 155 件
- ・コスト削減を優先せざるを得ず、安全対策やサービスの質が低下している …… 42 件
- ・適正な競争を超え、過当競争になっている …… 28 件
- ・安全性に不安のある事業者が増えており、規制緩和の内容を見直すべきだ …… 20 件

2. 旅行者に対する要望

- ・旅行者の運賃値下げ要求が激しくなっている …… 91 件
- ・無理な行程を求められ、安全確保に支障が出ることが多い …… 41 件
- ・受託費決定の主導権が旅行者に移行しており、要求を受け入れざるを得ない …… 33 件

3. 貸切バス事業者の経営への影響

- ・新規参入の事業者のダンピングで仕事を奪われている …… 53 件
- ・貸切バス業界全体で受託料金の引き上げを求めていくべきだ …… 40 件
- ・燃料費の高騰が収益を圧迫している …… 32 件
- ・安全面を重視していきたい …… 22 件
- ・乗務員の労働条件が悪化している …… 19 件
- ・貸切バス業界内の秩序やモラルが低下している …… 13 件

4. 行政への要望

- ・乗客から適正な運賃が収受できるよう、指導・規制の強化が必要だ …… 76 件
- ・白バス、名義貸し、区域外輸送などの悪質業者の取り締まりを徹底してほしい …… 30 件
- ・新規参入の事業者への指導、監督を強化すべきだ …… 19 件
- ・営業区域の広域化や廃止を求める …… 17 件
- ・ツアーバス運行の基準を厳しくし、指導、監督を強化すべきだ …… 13 件
- ・貸切バス事業許可取得時の審査基準を厳しくすべきだ …… 11 件
- ・自治体所有の車両に用途外の使用が目立つ …… 11 件

2 使用した調査票

2-1 路線バス廃止後の実態及び市区町村バスの運行状況に関するアンケート

国土交通省
A

路線バス廃止後の実態及び 市区町村バスの運行状況に関するアンケート

《ご記入のお願い》

- 1 ご記入は、バス交通政策ご担当の方にお願いいたします。
- 2 下記の要領でご記入ください。
 - (1) あらかじめ選択肢が用意されているときは、該当する選択肢の番号を○で囲んでください。質問によって、○印は（1つ）（いくつでも）といった断り書きが付してありますので、回答にご注意ください。
 - (2) 具体的に数字を記入する場合がありますので、回答にご注意ください。
 - (3) 質問によっては、（〔1〕と答えた方へ）のように、ご回答いただく方が限られている質問もあります。矢印や断り書きにご注意ください。

調査票は、同封の返信用封筒で3月5日（月）までに投函くださいますようお願い申し上げます。

【調査に関するお問い合わせ先】（調査委託先）
株式会社 エスピー研 調査事業部 担当：安原
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-20
電 話 03-3239-0084（直通）
FAX 03-3239-0356
e-mail : mail@sp-ken.co.jp

ご記入の内容については後日お問い合わせさせていただくことがあるかもしれませんが、よろしければ下記にご記入ください。

自治体名		
ご担当部署名		
ご担当者名		
ご連絡先	電 話	F A X

2. 市区町村バスの運行状況

【Q2-1～Q2-5はQ1-2で、(4)と回答された市区町村のみにお聞きします。】

Q2-1 いつから旧道路運送法第80条第1項による自家用自動車による有償運送許可を取得し運行していますか。

平成 年 月から運行開始

Q2-2 現在運行している有償運送の区間は、何ルートありますか。
(平成18年9月30日現在)

_____ ルート

Q2-3 現在運行している有償運送の使用車両数は何両ありますか。
(平成18年9月30日現在)

_____ 両

Q2-4 現在運行している有償運送の運賃制定形態及び運賃額を該当する項目についてお答えください。(1～3のいずれかに1つ○をつけ、金額を記入してください。)

1 対キロ区間制 → 初乗運賃額 _____ 円 ~ 最高運賃額 _____ 円

2 均一制 → _____ 円均一

3 その他 (具体的に _____) → _____ 円

Q2-5 平成13年度から平成17年度までの有償運送に係る年度毎の年間輸送人員についてお答えください。

	年間輸送人員
平成13年度	人
平成14年度	人
平成15年度	人
平成16年度	人
平成17年度	人

【全員の方へ】

Q2-6 ご回答ありがとうございました。貴市区町村内のバス運行に関して、検討されていること等がありましたら下欄にご自由にご記入ください。

国土交通省
B

バスの路線廃止及び運行形態等に関するアンケート

《ご記入のお願い》

- 1 ご記入は、バス事業ご担当の方にお願いいたします。
- 2 下記の要領でご記入ください。
 - (1) あらかじめ選択肢が用意されているときは、該当する選択肢の番号を○で囲んでください。質問によって、○印は（1つ）（いくつでも）といった断り書きが付してありますので、回答にご注意ください。
 - (2) 具体的に数字を記入する場合がありますので、回答にご注意ください。
 - (3) 質問によっては、（〔1〕と答えた方へ）のように、ご回答いただく方が限られている質問もあります。矢印や断り書きにご注意ください。

調査票は、同封の返信用封筒で3月5日（月）までに投函くださいますようお願い申し上げます。

【調査に関するお問い合わせ先】（調査委託先）

株式会社 エスピー研 調査事業部 担当：安原
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-20
電話 03-3239-0084（直通）
FAX 03-3239-0356
e-mail：mail@sp-ken.co.jp

ご記入の内容については後日お問い合わせさせていただくことがあるかもしれませんが、よろしければ下記にご記入ください。

事業者名			
担当部署名		ご記入 担当者名	
ご連絡先	電話	FAX	
ご住所	都 道 府 県	市 区 郡	町

【平成18年3月31日現在、経営している旅客自動車運送事業及び運行形態の番号に○印を付してください。（○はいくつでも）】

1	乗合バス事業	左記に○印を付された事業者は、 2ページ 「 1. 乗合バス事業関係 」にお答えください。
2	乗合旅客運送許可（旧21条） 許可（貸切・乗用）	左記に○印を付された事業者は、 3ページ 「 2. 乗合旅客運送許可（旧21条）許可（貸切・乗用）関係 」にお答えください。
3	貸切バス事業	左記に○印を付された事業者は、 4ページ 「 3. 貸切事業関係 」にお答えください。

※旅客自動車運送事業及び運行形態を重複して行われている場合はそれぞれお答えください。

1. 乗合バス事業関係

Q1-1 平成13年度から平成17年度までの一般バス路線の廃止キロ、廃止運行系統数を各年度毎にお答えください。

	路線廃止キロ			廃止運行系統数		
	一般バス	高速バス	定期観光	一般バス	高速バス	定期観光
平成13年度						
平成14年度						
平成15年度						
平成16年度						
平成17年度						

Q1-2 路線廃止の主な理由を、下記の中からお答えください。(〇はいくつでも)

- 1 運行路線が不採算になったため
- 2 路線再編により地域の交通ネットワークを見直したため
- 3 事業再編により営業所を統廃合したため
- 4 その他(具体的に)

Q1-3 4条路線について、平成13年度から平成17年度までに他社の路線廃止後の地域又は交通空白地帯に参入した例はありますか。又、参入時は他社の路線廃止後ですか。交通空白地帯ですか。該当する項目に〇印を付してください。

	(1)参入例の有無		(2)参入時の状況	
平成13年度	1 ない	2 ある→	1 他社の路線廃止後参入	2 交通空白地帯参入
平成14年度	1 ない	2 ある→	1 他社の路線廃止後参入	2 交通空白地帯参入
平成15年度	1 ない	2 ある→	1 他社の路線廃止後参入	2 交通空白地帯参入
平成16年度	1 ない	2 ある→	1 他社の路線廃止後参入	2 交通空白地帯参入
平成17年度	1 ない	2 ある→	1 他社の路線廃止後参入	2 交通空白地帯参入

Q1-4 他社の路線廃止後又は交通空白地帯への参入があった場合、どこからの要請により運行しましたか。(〇はいくつでも)

- 1 地方公共団体
 - 2 商工会議所
 - 3 学校(教育委員会)
 - 4 病院
 - 5 その他
- (具体的に)

Q1-5 当該参入路線全般についての収支状況はどのようになっていますか。(平成17年度)

支出額		千円/年	
収入		千円/年	
	運賃収入	千円/年	
	補助金	千円/年	
	その他	千円/年	
			収支差 千円

Q1-6 ご回答ありがとうございました。貴社で路線廃止後等の運行に関して、検討されていること等がありましたら下欄にご自由にご記入ください。

2. 乗合旅客運送（旧21条）許可（貸切・乗用）関係

【廃止代替バス関係】

廃止代替バスは平成18年3月31日までの旧道路運送法第21条第2号の許可で運行しているものを対象とします。

<平成13年度から平成17年度までの旧21条許可件数>

Q2-1 平成13年度から平成17年度までの廃止代替バス（旧21条許可）の運行状況について、以下の項目毎に数字でお答えください。

	①許可 件数	②運送区間 (ルート)数	③使用 車両数	④運賃制 定形態	⑤運賃額	⑥輸送人員
平成13年度						人
平成14年度						人
平成15年度						人
平成16年度						人
平成17年度						人

留意事項

- ①許可件数は、その年度内において許可を取得した件数を記入してください。
- ②運送区間（ルート）数は、旧21条区間における総合計数を記入してください。
- ③使用車両は、旧21条区間における使用車両数の総合計数を記入してください。
- ④運賃制定形態は、1.対キロ区間制、2.均一制、3.特殊区間制、4.地帯制の別を番号で記入してください。
- ⑤運賃額は、対キロ区間制の場合は、初乗運賃額～最高運賃額、均一制の場合は、〇〇円等と記入してください。
- ⑥輸送人員は、当該年度の年間の輸送人員数を記入してください。

Q2-2 どこからの要請により運行しましたか。（〇はいくつでも）

- | | | | |
|----------|-------------|-------|---|
| 1 地方公共団体 | 3 学校（教育委員会） | 5 その他 | |
| 2 商工会議所 | 4 病院 | (具体的に |) |

Q2-3 運賃収入の帰属は、運行事業者ですか。運送依頼者ですか。（〇は1つ）

- | | |
|---------|---------|
| 1 運行事業者 | 2 運送依頼者 |
|---------|---------|

Q2-4 収支状況はどのようになっていますか。（平成17年度）

支出額		千円/年	
収入		千円/年	
	運賃収入	千円/年	
	補助金	千円/年	
	その他	千円/年	
			収支差 千円

Q2-5 ご回答ありがとうございました。貴社で路線廃止後等の運行に関して、検討されていること等がありましたら下欄にご自由にご記入ください。

3. 貸切事業関係

【貸切バスの運行形態関係】

Q3-1 旅行業者が募集型企画旅行として行う、観光やスキーといった移動以外の目的を伴わない、単に起点から終点までの2点間の移動のみを主たる目的とした運行形態（いわゆる「ツアーバス」）を平成17年度に受託しましたか。

- 1 受託した → **Q3-2~Q3-7にお答えください**
 2 受託していない → **Q3-7のみお答えください**

Q3-2 平成17年度の受託件数を数字でお答えください。

受託件数 _____ 件（平成17年度）

Q3-3 上記の運行形態は、いつ頃から運行されるようになりましたか。

平成・昭和 _____ 年 _____ 月から

Q3-4 平成17年度に受託した「ツアーバス」の受託内容について、主なものを3つまでお答えください。

主な運行区間	運行回数 注)片道を1回とする	延べ 輸送人員	1回あたりの片道 運行キロ程	主な旅行業者名	運行1回当たりの 受託費 (片道か往復に○)
例) 東京DL→新大阪駅	/年	人/年	km/片道	例) OOトラベル	1. 片道 2. 往復 円
	/年	人/年	km/片道		1. 片道 2. 往復 円
	/年	人/年	km/片道		1. 片道 2. 往復 円

Q3-5 旅行業者から求められることをお答えください。（○はいくつでも）

- 1 さらなる運賃割引
 2 運行時間の短縮
 3 乗務員の利用者に対する接遇の向上
 4 新車両への更新
 5 その他（具体的に _____ ）

Q3-6 貴社所有貸切車両数及び上記運行形態に係る収入割合をお答えください。

車両数 _____ 台 収入割合 _____ %

Q3-7 貸切バス事業に関するご意見がございましたら下欄にご自由にご記入ください。

バスの運行形態等に関する調査 調査報告書

平成19年3月発行

- 発行 国土交通省自動車交通局旅客課
千代田区霞が関2丁目1番3号
電話 03-5253-8571（直通）
 - 調査機関 株式会社エスピー研 調査事業部
千代田区飯田橋3丁目11番20号
電話 03-3239-0071（代表）
-